

(9) 関係機関等との連携

①事業実施計画及び施設管理規程の策定または変更時の情報提供と円滑な調整

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、本社、支社及び局の利水者対応窓口機能の強化を図る（再掲）ほか、次に掲げる事項を実施する。

- ① 事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合を決定等する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。
- ⑥ 用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(年度計画)

- ① 事業実施計画又は施設管理規程の変更等に伴う費用負担割合の決定等を行うに当たっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

平成18年度は、愛知用水二期事業の完了に伴い、愛知用水の牧尾ダムに係る部分で施設管理規程の変更を行う。また、戸倉ダム建設事業では事業実施計画の廃止手続きを行う。（一部再掲）

なお、このほかに事業実施計画等の策定又は変更の必要が生じた場合には適切に手続きを行う。

- ⑥ 用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は一部変更若しくは廃止や用途間転用の実施に当たっては、費用負担者及び関係機関に対して、必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めることとした。

(平成18年度における取組)

1. 戸倉ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止

(1) 概要等

平成15年12月、戸倉ダム利水参画者である東京都、埼玉県、千葉県（北千葉広域水道企業団）、群馬県（渋川市）から相次いで撤退の意志表明がなされた。これを受けて、同月24日に国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会にて「水資源機構が実施する治水・利水共同事業としての戸倉ダム建設事業中止」の対応方針が了承さ

れ、25日に事業を中止する方針（案）を国土交通省へ報告し、同日国土交通省より方針（案）が了解された。これを受けて機構では、既に工事を実施した箇所原形復旧等を完了し、平成18年11月10日に国土交通大臣による事業実施計画廃止の認可を受け、戸倉ダム建設事業計画の廃止を行ったものである。

（２）主な経緯（事業廃止決定時より）

- ・平成15年12月
 利水者が撤退表明、国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会の審議を経て、機構は事業を中止する対応方針（案）を決定し、国土交通省河川局長が事業中止の対応方針を決定
- ・平成18年3月14日
 利水者（渋川市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京都）に対して事業実施計画廃止及び費用負担同意の意見照会を開始
- ・平成18年4月24日
 利水者からの同意する旨の回答が出揃ったのを受け、関係都県知事（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）に対する事業実施計画廃止の協議を開始
- ・平成18年6月23日
 関係都県知事から同意する旨の回答が出揃う。
- ・平成18年6月23日
 主務大臣あて事業実施計画廃止の認可申請を行う。
- ・平成18年11月10日
 主務大臣より事業実施計画廃止の認可を受ける。

表－１ 戸倉ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止に係る関係機関

主務省	国土交通省
関係省	総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・環境省
関係都県	東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県
利水者	渋川市・埼玉県・北千葉広域水道企業団・東京都

（３）事業の廃止までに要した費用の額

約299億円（概算額）

（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約20億円を含む）

２．管理移行に伴う施設管理規程の変更に係る情報提供・調整

※変更内容等については、（３）的確な施設の管理①施設管理規程に基づいた的確な管理等２．機構の主要管理業務である用水供給、洪水対応等（４）施設管理規程等の見直し（P. 84）に記載。

○愛知用水施設及び愛知用水二期施設に関する施設管理規程の変更等

① 関係機関との調整

愛知用水二期事業（牧尾ダム堆砂対策）の完了に伴う施設管理規程の変更に際して表－２に示す機関に対して、延べ１０６日の説明及び調整を行った。

表－２ 愛知用水施設及び愛知用水二期施設に関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係省	総務省・財務省・国土交通省
関係県	長野県・岐阜県・愛知県・三重県
利水者	
農業用水	可児土地改良区・入鹿用水土地改良区・愛知用水土地改良区
水道用水	岐阜県・愛知県
工業用水	可児市・愛知県
共同事業者	関西電力

② 施設管理規程の変更手続等

・施設管理規程の変更の認可

３月３０日

３．その他施設管理規程の変更等に係る情報提供・調整

※何れの変更事案の内容等についても、（３）的確な施設の管理①施設管理規程に基づいた的確な管理等２．機構の主要管理業務である用水供給、洪水対応等（４）施設管理規程等の見直し（Ｐ．８４）に記載。

○木曽川用水施設及び三重用水施設に関する施設管理規程の変更等

① 関係機関との調整

農業用支線水路等における保安全管理対策を行うための施設管理規程の変更に際して表－３及び表－４に示す機関に対して、木曽川用水施設については延べ６７日、三重用水施設については延べ６６日の説明及び調整を行った。

表－３ 木曽川用水施設に関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係省	総務省・財務省・国土交通省
関係県	長野県・岐阜県・愛知県・三重県
利水者	
農業用水	七宗町木曽川右岸用水土地改良区・川辺町木曽川右岸用水土地改良区 美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区・坂祝町木曽川右岸用水土地改良区・富加町木曽川右岸用水土地改良区・関市木曽川右岸用水土地改良区・八百津町木曽川右岸用水土地改良区・海部土地改良区・長島町土地改良区・木曽岬町土地改良区
水道用水	岐阜県・愛知県・名古屋市・三重県
工業用水	岐阜県・愛知県・三重県

表－４ 三重用水施設に関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係省	総務省・財務省・国土交通省
関係県	長野県・岐阜県・愛知県・三重県
利水者	
農業用水	三重用水土地改良区
水道用水	三重県
工業用水	三重県

② 施設管理規程の変更手続等

・施設管理規程の変更の認可

３月３０日

○長良川河口堰に関する施設管理規程の変更等

① 関係機関との調整

洪水時における塩水の遡上防止を目的とした、操作方法の変更に係る施設管理規程の変更に際して表－５に示す機関機関に対して、延べ６０日の説明及び調整を行った。

表－５ 長良川河口堰に関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	国土交通省
関係省	総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省
関係県	岐阜県・愛知県・三重県
利水者	
水道用水	愛知県・名古屋市・三重県
工業用水	愛知県・三重県

② 施設管理規程の変更手続等

・施設管理規程の変更の認可申請

３月１３日

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

建設事業に係る事業実施計画の作成・変更及び総事業費の変更、管理移行に係る施設管理規程の作成及び管理費負担割合の決定、水資源の利用の合理化に資する用途間転用の実施等に当たっては、費用負担者及び関係機関に対して必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めることとしている。このことから、中期計画に掲げる関係機関との連携（事業実施計画及び施設管理規程の策定または変更時の情報提供と円滑な調整）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

（９）関係機関等との連携

②利水者説明会の実施

（中期目標）

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

（中期計画）

② 利水者に対して、個別事業の年間計画策定時等、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うため、年１回以上説明会を実施する。

（年度計画）

② 利水者に対して、平成18年度の個別事業の年間計画策定時及び平成19年度の予算要求時において、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うための説明会を実施する。

（年度計画における目標設定の考え方）

利水者に対し、適時適切な情報提供等を行うとともに利水者の要望等を把握するため、個別事業に係る平成18年度業務内容及び平成19年度の予算要求内容等についての説明会を実施することとした。

（平成18年度における取組）

■ 利水者説明会の実施

平成18年度は各管内において、平成19年度予算概算要求案（以下「概算要求案」という。）及び平成18年度の事業計画（以下「事業計画」という。）等の説明などを中心として、各利水者に対する説明会等を開催した。

なお、説明項目、説明時期等については、各地域ごとに利水者の要望等を踏まえて決定した。

関東管内においては、６月から７月にかけて説明会を開催し、概算要求案及び事業計画の説明に加え、機構の事務的経費の取扱いや機構のコスト縮減（総合コスト縮減及び事務的経費の縮減）についての説明を行った。

また、建設事業と管理業務の一括説明を希望する利水者に対しては、要望を踏まえ、同時に説明を行った。

11月に廃止した戸倉ダム建設事業の廃止に伴う負担金の説明会については関係利水者を対象に７月に開催した。また、平成18年度末で完了する浦山ダム建設事業（償還事業：第二次精算）については事業概算精算説明会を12月に開催した。

滝沢ダム建設事業について、８月に関係都県の担当者による事業費管理検討会を開催し、事業の進捗状況と今後の見通し、事業費縮減の実施状況などの説明を行い、関係機関との連携を図った。

平成18年度施行計画等については、水路事業は6月中旬～7月上旬に開催した管

理委員会・管理運営協議会の幹事会の場で、ダム事業は４月に開催した説明会の場でそれぞれ数値目標の説明を行った。

徳山ダム建設事業については、事業費管理検討会を５月、８月の２回にわたって開催し、関係利水者に対して事業費管理に関する説明を行った。

また、平成１８年度末で完了した愛知用水二期事業（牧尾堆砂対策）については、事業概算精算説明会を関係利水者を対象として９月に開催した。

関西支社管内においては、管理業務の事業計画については４月から５月にかけて、概算要求案については９月にそれぞれ説明会を開催した。また、平成１８年度管理業務計画の変更等については、必要に応じ８月頃から事前説明を行い、１２月から１月にかけて本説明を各利水者ごとに行った。

建設事業については、管理業務と合わせ、４月から５月にかけて平成１８年度施工計画の説明を行い、８月に概算要求案の説明を行った。また、平成１８事業年度末で完了する日吉ダム建設事業（償還事業：第二次精算）の事業概算精算説明会を関係利水者を対象に１０月に開催した。

さらに、３月８日から３月２３日にかけて、平成２０年度概算要求内容（特別経費のみ）の説明会を全ての利水者を対象に開催した。

なお、資料送付を希望する機関については資料送付及び電話等による説明を行った。また、平成１７年度実施の利水者アンケートに関する意見・要望についても、各予算説明時に合わせて説明を行うとともに、質問が多かった水質保全に関する事項については、機構のダム等貯水池における水質保全に関する取組について、別途利水者へ説明を行った。

このほか、７月及び８月に建設費の繰上償還の今後の見通し及び利水者との情報交換のあり方について主要利水者との打合せを行った。

吉野川局管内においては、春期（６月）、秋期（１０月）、冬期（２月、３月）と３度のユーザー説明会を行い、概算要求案、事業計画、コスト縮減内容、昨年度精算、割掛制度変更に伴う算出根拠、早明浦ダム災害復旧工事の精算など個別案件の説明を行った。

平成１７年度末で完了した香川用水施設緊急改築事業（共用施設部分）については関係利水者を対象とした事業精算説明会を６月に開催し、事業費の減額（約３億円）と精算に伴う都市用水負担の既納金額の返還について調整を行った。また、香川用水管理業務については、関係利水者と連携して、国の補助金対象施設の拡大を申請した結果これが認められ、関係利水者の負担軽減が図られた。

筑後川局管内においては、４月に平成１９年度の特別経費の要求及び平成１８年度の予算執行計画の説明を行い、予算要求後の９月下旬から１０月上旬にかけ、予算の内容、負担金額等の説明を個別事業ごとに行ったほか、水源状況やトピックスの説明を行った。

また、利水者に対する個別の説明に加えて、都市用水利水者と機構との連絡会を、５月、１１月及び２月の３回開催し、管内の事業計画説明、平成１８年度の事業説明・平成１９年度の予算説明、水源状況及び管理の状況報告、大山ダム現場及び水源地

域対策特別措置法に基づき整備された施設等の視察を行うとともに、各都市用水ユーザーから自己水源状況の報告、施設管理等の取組状況の報告等、幅広い分野での意見交換を行った。

さらに、繰上償還に関しては、ユーザーの要望に応えるべく取組を行い、11月に説明・懇談を行った。

大山ダム建設事業、小石原川ダム建設事業については、平成18年度より利水者等に対する事業費管理説明会を開催し、事業の進捗状況等について関係機関との連携を図った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度の利水者説明会については、本社管内をはじめとして各支社・局管内において、可能な限り利水者の要望に対応した形で実施するよう努めたところである。

今後もこれらの取組を引き続き行うことにより、中期計画に掲げる利水者説明会の実施については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9) 関係機関等との連携

③ダム等施設管理業務説明会の実施

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

③ ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等について、年1回以上説明会を実施する。

(年度計画)

③ ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等についての説明会（放流連絡会）を実施する。

また、放流連絡会及び水防連絡会の場を活用し、洪水調節の効果等について、具体的事例等により分かりやすい説明を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

ダム等の水源地域や、水路等施設の周辺地域への情報提供及び必要な打合せを行い、地域の関係機関との連携を深めていくこととし、その一つとして、ダム放流時の連絡や手続について、説明会を実施することとした。

(平成18年度における取組)

■ ダム等施設管理業務説明会の実施

平成18年度には、関係機関に対して、特定施設である全ダム（20施設）・堰（2施設）及び利水ダム2施設において、放流時の連絡体制や手続に関する説明会を出水期前に実施した。この放流連絡会では、連絡体制や手続の説明に加え、ダム等の役割や効果についての説明も実施した。また、水防関係者の連絡会に参加しダムの役割等を説明するなど、洪水調節の勉強会や洪水調節の効果に関する説明会等を延べ28回実施した。



写真－1 洪水調節に関する説明会（味噌川ダム、早明浦ダム）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度には、ダム放流時の連絡、手続等についての説明会を出水期前に実施した。平成19年度も継続して実施することとしており、中期計画に掲げる関係機関との連携（ダム等施設管理業務説明会の実施）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 関係機関等との連携

④用水路等施設管理運営協議会等の実施

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

④ 用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うため、年1回以上協議会等を開催する。

(年度計画)

④ 用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うための協議会等を開催する。

(年度計画における目標設定の考え方)

利水者に対し、適時適切な情報提供等を行うとともに利水者の要望等を把握するため、用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議等を内容とする管理運営協議会等を実施することとした。

(平成18年度における取組)

■ 用水路等施設管理運営協議会等の実施

平成18年度には、17施設において、管理運営協議会等を開催し、利水者からの意見・要望等の把握に努めた。

関東管内においては、管理運営協議会等を6月から8月にかけて開催し、機構から、管理業務の平成17年度実施状況、平成18年度計画等について説明・報告を行った。また、北総東部用水に係る管理運営協議会では、ファームpondでの堆積土砂撤去実証試験の見学会を実施し、堆積土砂の撤去工法等についての意見交換等を行った。

中部支社管内においては、管理委員会（愛知用水及び豊川用水）及び管理運営協議会を2月に開催している。その議事で翌々年度の概算要求の骨子を説明、諮問し、利水者の意見を翌年5月の概算要求に反映させる場としている。また、ダム等管理業務に係る連絡会を新たに設置し、ユーザーとの意見交換や情報提供を行う場として、11月に2ヶ所で開催した。

吉野川局管内においては、管理運営協議会を7月に実施し、機構から、香川用水施設緊急改築事業の進捗状況、平成17年度管理業務実施の報告（管理概要、渇水報告、施設保全課題等）及び平成18年度管理業務計画の説明を行い、併せて東南海・南海地震対策への対策報告ならびに今後の課題等について説明を行った。また、香川県から平成17年度の渇水時の事業者、利水者間の利水調整に対し謝辞があり、また、緊急時に備えた自己水源等整備や節水への取組状況についての報告が行われた。

筑後川局管内においては、4月（農水関係）、5月（都市用水関係）に両筑平野用

水二期事業推進協議会幹事会を開催し、二期事業の概要、平成18年度事業計画等について説明を行った。8月には管理運営協議会を開催し、管理業務計画、実施経過等について報告を行うとともに、各管理所のアクションプログラム紹介、機構による利水者へのアンケート結果の報告等について説明・報告を行い、活発な意見交換がなされた。



写真－1 管理運営協議会（利根導水路）



写真－2 管理委員会（愛知用水）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度における用水路等施設管理業務の協議会等については、利水者からの意見・要望を踏まえ、活発な意見交換・協議の場となるよう努めたところである。今後もこれらの取組を引き続き行うことにより、中期計画に掲げる用水路等施設管理業務の協議会等の実施については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

（９）関係機関等との連携

⑤危機的状況時における関係機関等との積極的な連携

（中期目標）

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

（中期計画）

⑤ 積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等が必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

（年度計画）

⑤ 積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等が必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

またホームページ等を利用し、貯水量、降水量等に関する適時的確な情報提供に努める。

（年度計画における目標設定の考え方）

施設管理を通じてダム等の水源地域や、水路等施設の周辺地域への情報提供及び必要な打合せを行い、地域の関係機関との連携を深めていくこととした。また、必要な打合せを実施して危機的状況時における協力関係等を構築して行くこととした。

（平成１８年度における取組）

■ 危機的状況時における関係機関等との積極的な連携

平成１８年度には、管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、年間延べ２２３回（平成１７年度１８３回）の打合せ等を実施した。

<情報提供の項目>

- ・ 防災情報
- ・ ダムの水管理情報
- ・ 堰操作に関するお知らせ
- ・ 水質情報（水温、濁水、アオコなど）
- ・ フラッシュ放流の実施計画

<打合せの項目>

- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 水防会議
- ・ 不法投棄に関する情報交換及び体制について

- ・地震震度による通水量及び通水停止について
- ・水質事故対応
- ・渇水対応について

これらの情報提供や打合せを行うことにより、危機的状況時の関係機関との連絡体制の強化、洪水に備えた水防訓練の実施など協力関係の構築が図られた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度には、これまでに引き続き、防災情報や水質に関する情報など、様々な情報提供や打合せを関係機関と実施した。こうした情報提供等を行い、危機的状況時における関係機関との連携を図ることにより、中期計画に掲げる危機的状況時における関係機関との積極的な連携については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

（９）関係機関等との連携

⑥用途間転用等関係機関との円滑な調整

（中期目標）

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

（中期計画）

⑥ 用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

（年度計画）

⑥ 用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

（年度計画における目標設定の考え方）

用途間転用等水資源の利用の合理化が見込まれる施設について、積極的に関係機関との円滑な調整を図ることとした。

（平成１８年度における取組）

■ 用途間転用等関係機関との円滑な調整

平成１８年度には、用途間転用等水資源の利用の合理化が見込まれる施設の該当はなかった。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成１８年度には、用途間転用等水資源の利用の合理化が見込まれる施設の該当はなかったが、今後とも的確な情報提供等を実施することにより、中期計画に掲げる用途間転用等関係機関との円滑な調整については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(10) 説明責任の向上

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うとともに、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

(年度計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務についての説明責任の確保に努めるため、ホームページによる情報発信、一般紙、地方紙、専門紙等に対する適時的確な情報提供を実施する。

また、公益法人への業務の発注に関しては、入札・契約に関する手続きのより一層の透明性の確保と向上を図るため、随意契約等に係る業務を学識経験者等により構成する入札監視委員会での審議対象にするとともに、一部の業務について企画提案審査型価格合意方式による契約を試行する。

さらに、機構業務の効果を客観的に分かりやすく説明するための方法の調査検討の実施や、機構施設の治水効果や利水効果を、分かりやすく説明する看板等の整備を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

関係機関をはじめ、エンドユーザーである国民に対し、機構の業務をより一層理解してもらうため、ホームページによる積極的な情報発信及び各種メディアへの適時的確な情報提供の実施並びに公益法人への業務の発注に係る入札・契約の手続の一層の透明性の確保・向上への取組や有効に行えるPRの方法についての検討に加え、機構施設の利水・治水効果を分かりやすく説明する看板等の整備を行うこととした。

(平成18年度における取組)

■ 機構業務の効果の分かりやすい説明方法の調査検討等

1. エンドユーザー（国民）に対しての積極的な情報発信等

各種メディアを通じての、国民及び地域住民に対する機構業務についての説明責任の確保に努めるため、ホームページにより随時情報発信を行った。

また、一般紙や地方紙、専門紙等に対して、適時的確に記者発表を行ったほか（99回実施）、水関連の業界専門誌で構成される水資源記者クラブに対して総合技術推進室浦和技術センターにて勉強会を実施したりするなど、機構業務を説明する機会を積極的に設けた。



会議室での説明状況



大山ダム模型試験概要説明

写真－１ 浦和技術センターで実施した水資源記者クラブ勉強会

２．機構業務の効果に関する説明

２月末にテレビ放送を通じて、ライフラインとしての水及び水の供給施設の重要性や、日頃からの備えなどに関して分かりやすく情報提供を行った。

〔タイトル〕 「再発見！限りある水」～明日への備え～

表－１ 放映局一覧及び放映日時

局 名	放送日	放送時間
とちぎテレビ	２月２４日（土曜日）	１０：２０～１０：５０
群馬テレビ	２月２４日（土曜日）	１０：００～１０：３０
テレビ埼玉	２月２４日（土曜日）	１５：００～１５：３０
千葉テレビ	２月２４日（土曜日）	１０：００～１０：３０
東京MXテレビ	２月２４日（土曜日）	６：３０～ ７：００
テレビ神奈川	２月２４日（土曜日）	１０：３０～１１：００

（構成）	（主な内容）
オープニング	広島断水ニュース
水のない暮らし	水のない生活を疑似体験レポート
集中豪雨と渇水	気象状況の激しい変化
米国における水備蓄	カリフォルニア水備蓄ダムのはたらき
日本のライフライン	武蔵水路など水路の役割
日本の渇水対策	渇水対策容量の紹介
家庭で出来る節水	家庭で出来る日頃からの節水
エンディング	

番組構成は、大規模な渇水や災害時などの緊急時への備えに着目し、首都圏のライフラインとしての重要な役割を果たす水路や渇水対策容量をもつダムを紹介するとともに、水のない生活を一般家庭に体験していただき、普段あたりまえのように使っている水の重要性和日頃からの備えの重要性を再確認できる内容とした。

番組は３０分番組として、関東エリアの１都５県に対して放映を行った。

なお、番組に対する意見・要望等については約３６０人のモニターに対してアンケート

ートを実施することにより把握に努めた。アンケート結果によれば番組を見る前と比較して、番組視聴後は「喝水への備えが必要」とする意見や、水の使い方についても「水を大切に使い節水に心がける」といった意見が多く、意識の変化の傾向が把握できた。また、番組の感想として「改めて水の重要さを認識して勉強になった」「節水に心がけたい」「子供達にも見せたい」などの意見が多数見られたほか、「番組が硬い」「もっと工夫すべき」といった反省材料となる意見も把握できた。

その他、今後もっと知りたい情報として「喝水対策」や「近年の気象状況の変化」に関心を持っている人が多い傾向も把握できた。



写真－２ テレビ放映状況

３．機構施設の治水効果や利水効果を分かりやすく説明する看板等の整備

機構施設の治水効果や利水効果など施設の役割を分かりやすく説明する看板を１６施設で設置または更新を行った。

表－２ 分かりやすい説明看板の整備状況

施設名	説明看板の整備状況
矢木沢ダム	わきダム天端の看板取り替え
奈良俣ダム	ダム下流左岸広場の看板取り替え
草木ダム	町村合併による名称変更とイラストの見直し
利根川河口堰	展示ホールへの誘導看板を設置
岩屋ダム	ダム堤頂部の説明看板の取り替え
阿木川ダム	ダム周辺看板取り替え
長良川河口堰	資料館駐車場の説明看板の取り替え
三重用水	調整池入口部のお知らせ掲示板を設置
高山ダム	釣り禁止等の看板取り替え、屋外掲示板を設置
青蓮寺ダム	湖周辺案内看板を設置
室生ダム	湖周辺案内看板を設置
比奈知ダム	湖周辺案内看板を設置
一庫ダム	分かりやすい警報看板の設置
琵琶湖開発	説明看板の設置
中津川管理所	淀川河川公園に隣接する説明看板の取り替え
香川用水	注意喚起看板の設置



図－１ 岩屋ダム

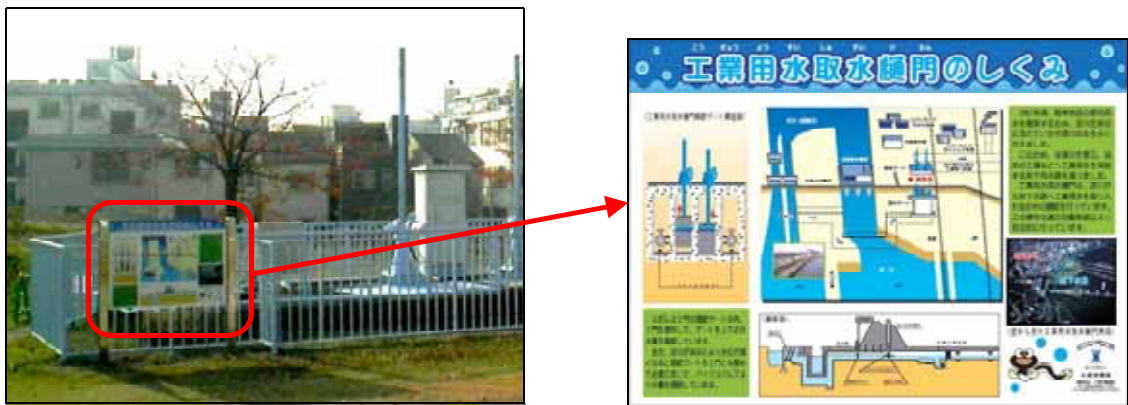


図－２ 室生ダム



図－３ 一庫ダム





図－４ 中津川管理所

４．情報公開への対応について

平成１８年度には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく１４７件の情報開示の請求について、審査・決定等を行った。（内訳：全部開示１３件・部分開示１０７件・不開示８件・取下げ２１件）

（１）公益法人への発注状況（平成１８年度）

平成１８年度における、公益法人に対する発注実績は約１５億円であった。そのうち、関連公益法人である(財)水資源協会及び(財)愛知・豊川用水振興協会への発注実績は表－２のとおりとなっている。

表－３ 関連公益法人に対する発注実績

（単位：円）

名 称	事 業 収 入	独立行政法人の発注に係る金額	
		金 額	割 合
財団法人水資源協会	995,036,376	832,359,330	83.7%
財団法人愛知・豊川用水振興協会	338,642,500	279,481,650	82.5%

（２）関連公益法人の業務目的と概要

(財)水資源協会は、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源の開発、保全または利用に関する調査、研究等を行い、併せて地域社会との連携の強化等の要請に応えるための活動を実施し、水資源の開発、保全及び利用の合理化による水需給の安定化に寄与することを目的として設立された法人であり、水に関する各種の啓発活動を実施している他、政府が定めた毎年８月１日の「水の日」、この日から一週間「水の週間」における諸行事の実施主体として、中心的な役割を果たしている団体である。

また、(財)愛知・豊川用水振興協会は、愛知用水及び豊川用水の適正利用、環境整備等に関する啓発を行うとともに、水路用地等の有効利用の促進を図り、併せて愛知用水及び豊川用水管理業務の円滑化・適正化に寄与することにより、地域の健全な発展を図ることを目的として設立された法人であり、両用水に係る環境整備、広報活動の実施を通して、愛知・豊川用水地域において重要な役割を果たしている団体である。

（３）機構から関連公益法人の業務発注概要

両協会はこれまで、設立の目的を達成するため、ダム、水路の建設、管理、環境整備等に関して公平・中立的な立場で専門的な業務を長年にわたって実施し広範な知見を有している。このため自然環境調査、専門的技術に関する評価、その他中立的な立場での実施が必要な業務について随意契約により両協会に発注している。

① 専門的な知識を必要とする調査・研究業務

（例） 猛禽類保全対策検討、オオサンショウウオ保全対策検討

② 多様な意見を集約するために中立的な外部組織を利用して行うことが適当な業務

（例） 揖斐川水源地域ビジョン策定業務

③ 法人自らが蓄積した専門的情報資料を活用できる業務

（例） 水資源開発事業に関する技術情報等整理業務

④ 専門的知識・経験を活用し、機構業務の執行を補助する業務

（例） グラウチング施工監理・堤体監視業務

（４）機構業務方法書における随意契約に関する規定とその運用

機構の業務方法書では第１１条に、「売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより、競争に付さねばならない。」と規定されていると同時に第１３条において「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要する場合で競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。」と規定されており、上記（３）に掲げるような専門性が高く、かつ中立性、公平性及び客観性が求められる業務に限り、契約の性質または目的が競争を許さないものと判断し、随意契約により業務を発注しているところである。

（５）機構の取組

機構では、公益法人への業務発注について、平成１７年度より入札監視委員会での審議対象としたほか、複数法人への発注が可能な業務については企画提案審査型価格合意方式で行うなど、国に先駆けて透明性と競争性を高める取組を行って来た。

企画提案審査型価格合意方式による契約は平成１７年度には４件であったものが平成１８年度には８件に増加した。

平成１８年度は、公益法人等との契約手続における更なる客観性及び公平性を確保することを目的として「公益法人等以外の参加者の有無についての確認を行う公募手続」を導入した。

公益法人との契約については、分離発注と機構内業務化を合わせて実施したことにより、平成１７年度の１１９件、約１８．０億円から１１０件、約１５．３億円へと減少した。

(6) 平成18年度契約状況

平成18年度の契約状況※については、

- ・一般競争入札
24件、総額 7,899百万円、1件あたり平均落札率81.1%
 - ・指名競争入札
1,550件、総額23,493百万円、1件あたり平均落札率86.6%
 - ・随意契約
965件、総額11,150百万円、1件あたり平均落札率95.0%
(随意契約について工事請負契約の事務処理要領第5条第2項等により実施)
となっており、随意契約の内訳は、
 - ・標準プロポーザル方式
59件、総額1,777百万円、1件あたり平均落札率97.1%
 - ・企画提案審査型価格合意方式
8件、総額152百万円、1件あたり平均落札率94.5%
- となっている。

また、これまで工事の一般競争入札については、「政府調達に関する協定」の基準額以上の工事（平成18年度ベース24.1億円）について実施してきたところであるが、平成18年4月1日から予定価格が概ね2億円以上の工事に対象を拡大した。その結果、一般競争入札による発注件数は計24件であった。

※ 当初契約金額が100万円以上の建設工事、建設コンサル等及び物品製造等を対象。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度についても引き続き、機構業務の説明責任を果たすため、ホームページにより随時情報発信を行ったほか、記者クラブに対する勉強会等、機構側から積極的にマスコミ等に機構事業を理解してもらう機会を設けた。また、水に関する意識を高めるとともに、エンドユーザーからの要望等を把握する取組として、テレビを用いた情報提供とアンケートを行ったほか、機構施設の利水・治水効果を分かりやすく説明する看板等の整備を行った。

このほか、公益法人への業務の発注に係る入札・契約の手続の一層の透明性の確保・向上に資するための各種取組も実施した。

平成19年度についても、こうした説明責任を果たすための各種取組等を実施することとしている。これにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（機構業務の効果の分かりやすい説明方法の調査検討等）については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

（１０）説明責任の向上

①水管理情報の提供

（中期目標）

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

（中期計画）

中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。（再掲）

（年度計画）

機構が管理する利水及び治水機能を有する全20ダムのうち、平成17年度までに開始した16ダムに、新たに2ダムを加えた合計18ダムについて、毎日、ホームページを通じた水管理に関する最新の情報（流入量、放流量、水位、降水量等）を発信する。

なお、情報の発信に当たっては、地域住民や利水者の望む情報の把握に努めるとともに、分かりやすい情報発信に努める。（再掲）

「２．（３）④１）ホームページを通じた水管理情報の発信（P. 120）」の項に合わせて掲載。

(10) 説明責任の向上

②財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。更に、閲覧場所等についての情報を発信する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても、引き続き積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成18年度における取組)

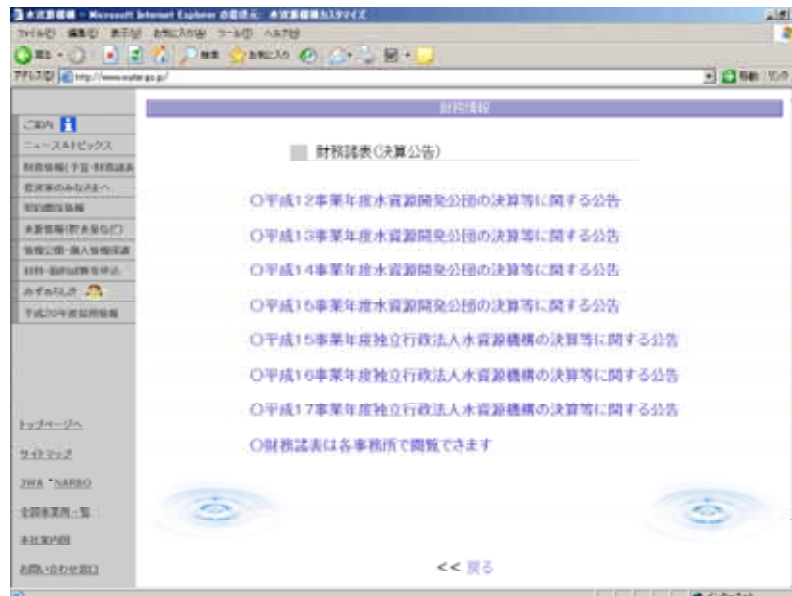
■ 国民への財務内容の公開

平成17年度の財務諸表については、9月1日に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による国土交通大臣の承認を受け、同月4日に機構ホームページに掲載するとともに、財務諸表等を本社、支社、局及び全事務所においても、閲覧を開始した。さらに、その閲覧場所について周知をホームページを通じて行った。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系による」ものの3種類のセグメントについて、平成17年度の財務諸表において公表した。



図－１ 財務諸表等のホームページ掲載状況（その１）



図－２ 財務諸表等のホームページ掲載状況（その２）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成１８年度は、財務内容の透明性の確保を図るため、平成１７年度財務諸表等をホームページに掲載した。また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表した。これらの取組を引き続き実施することにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（国民への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

（１０）説明責任の向上

②財務内容の公開

２）機関投資家への財務内容の公開

（中期目標）

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

（中期計画）

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の発行に伴い作成する機関投資家への事業報告書（インベスターズ・ガイド）については、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

（年度計画）

業務運営の透明性を確保するため、引き続き平成17年度決算を織り込んだ事業報告書（インベスターズ・ガイド）や業務概要等を内容とする説明資料を作成し、機関投資家への決算説明会等を開催するとともに、機構のホームページにも掲載する。

（年度計画における目標設定の考え方）

機構の説明責任の向上のため、機関投資家へ開示情報の充実を図り、積極的に公開をすることとした。

（平成18年度における取組）

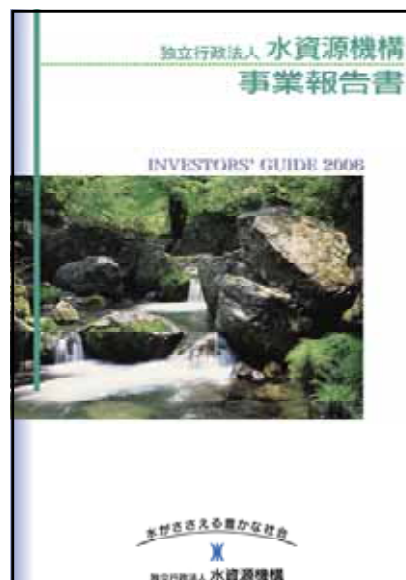
■ 機関投資家への財務内容の公開

１．投資家・アナリスト説明会

９月２０日にアナリストなどに決算説明会を開催したほか、その他の投資家にも説明会を実施し、その内容を機構ホームページにも掲載した。

２．事業報告書

平成17年度決算を織り込んだ事業報告書（インベスターズ・ガイド）を作成し、投資家等に配布するとともに、ホームページに掲載し機構の財務内容の公開を行った。



図－１ インベスターズ・ガイド

1. ハイライト情報

(単位：百万円)

年度	平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度	
決算時期	平成16年3月 自 平成15年10月1日 至 平成16年3月31日	平成17年3月 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成18年3月 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	増減 (前事業年度比)
経常収益 ※1	89,590	156,872	160,508	3,636
経常利益 ※2	5,186	13,050	12,831	△219
当期総利益 ※3	6,254	13,236	12,939	△297
資本金 ※4	9,060	9,060	9,060	—
純資産額 ※5	70,040	82,752	95,278	12,526
総資産額	4,705,717	4,759,356	4,676,876	△82,481
業務活動による キャッシュ・フロー	10,797	64,173	75,122	10,949
投資活動による キャッシュ・フロー	15,001	△4,540	△2,718	1,822
財務活動による キャッシュ・フロー	△24,694	△61,138	△72,733	△11,595
自己資本比率 ※6	1.4%	1.7%	2.0%	—
自己資本利益率 ※7	8.9%	15.9%	13.5%	—
職員数 (定員)	1,828名	1,739名	1,675名	△64名

(経営指標等の説明)

※1 経常収益＝受託収入＋補助金等収益＋災害復旧事業収入＋管理雑収入＋資産売却補助金等収入
＋事業用固定資産整理額＋建設仮勘定戻金等収入＋財務収益＋雑益

※2 経常利益＝経常収益－経常費用

※3 当期総利益＝当期純利益＋目的積立金取崩額

※4 資本金＝政府出資金（機構の設立に際して、公団から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額）

※5 純資産額＝自己資本＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※6 自己資本比率＝純資産額／総資産額

※7 自己資本利益率＝当期総利益／純資産額

図－2 インベスターズ・ガイドより

(参 考)

機構が発行する財投機関債について、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、平成17年度に引き続き、AA+（格付投資情報センター及び日本格付研究所）の格付けを取得している。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

投資家からの一層の理解が得られるよう、事業報告書の作成及び説明会を、毎年度継続して行うこととしている。これにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（機関投資家への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(10) 説明責任の向上

③ホームページの充実

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記①及び②の情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組みを通じて、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期末での年間アクセス件数を、16万件以上とする。

(年度計画)

積極的な情報発信を図り、ホームページの積極的な活用を図るため、①及び②の情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版の充実を図る。

また、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても掲載する。

以上の各項目に取り組むことにより、平成18年度に35万件以上のアクセスがあるようホームページの充実・更新を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構事業についての国民の理解を得ることを念頭に、積極的に適時的確な情報発信を図り、併せて閲覧者の利便性向上を進めながら、機構から水に関する知識の啓発や機構が持つ技術力のアピールを行うこととした。

アクセス件数については、一般の方々のホームページを利用した情報収集が普及・定着してきており、また、日常的に水資源機構のホームページにアクセスしているリピーター、固定客と呼んでもよい利用者を一定数確保できていると考えられるため、およそ月3万件を下回らないアクセス件数を機構移行以降、これまでキープしている状況である。

よって、平成18年度計画における数値目標設定については今後も同程度のアクセス件数を指すこととし、平成17年度までの実績を考慮の上、年間35万件以上とした。

(平成18年度における取組)

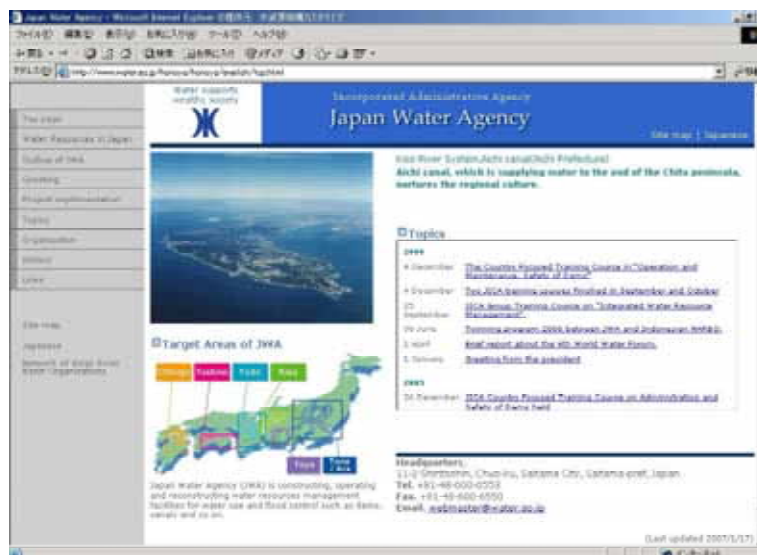
■ ホームページの充実

平成18年度は、水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、社会的関心の高い水事情・渇水情報の適時的確な情報提供に努めたほか、本社ホームページの英語版について、トップページにある各水系の事業位置図を閲覧するためのリンク部分の表示を改善し閲覧しやすい表示にするなど、充実を図った。

そのほか、平成18年度に機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等に

ついて、その一覧表を掲載した。

以上の取組などの結果、ホームページのアクセス件数は、目標値の35万件に対し、平成18年度末時点で約47万8千件に達した。



図－１ 本社ホームページ（英語版） トップページ

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

ホームページについては、適時的確な情報発信、本社ホームページ英語版の充実等、閲覧者のニーズに対応した魅力あるページ作りに取り組んできた。平成18年度の実績を踏まえ、今後とも積極的な情報発信に努めることにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（ホームページの充実）は、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(10) 説明責任の向上

④ パンフレット等の作成・更新

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、設置依頼箇所（平成15年4月現在 128箇所）を、10%増加させる。

(年度計画)

パンフレット等については今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、広報誌設置箇所については、より効果的な場所への設置ができるよう検証しつつ、広報誌設置依頼箇所136箇所（平成17年度末現在）を、138箇所とし、2%増加させる。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構が作成するパンフレット等については事業の進捗等必要に応じて構成・デザイン等の見直しを行っていく。

また、広報誌については内容の充実を図る目的の手法の検討を行うとともに、現在の広報誌設置箇所について、効果的な広報が行える箇所かどうか検証を進め、設置箇所の見直しを行い、少ないコストで効果的な広報を行うことに取り組む。

加えて、設置依頼箇所数については、平成19年度までの4.5カ年で10%の設置箇所数増加を目指すことから、各年度2%づつを割り振り、目標を設定することとした。

(平成18年度における取組)

■ パンフレット等の作成・更新

機構の概要書である「事業のあらまし」については、新たに「水に関する実務型シンクタンク」と題するコーナーを設けて総合技術推進室の業務内容を紹介したり、水系ごとに給水可能人口、かんがい面積を記載して機構事業の効果を示したりして内容を充実させた。その他機構事業を紹介するパンフレットについても、適宜その作成・更新を行った。

広報誌（水とともに）については、「疏水百選シリーズ」、発展途上国に派遣された職員が派遣先国の水事情等を紹介する「海外派遣帰国報告」などの新コーナーを設け、内容を充実させた。誌面の内容や構成等に対する意見・感想を求め、引き続き誌面の充実を図る目的で読者モニターを募集した。

また、来場者数の多い博物館など、多くの方々の目に触れる機会の多い場所に、新たに広報誌の設置を依頼し、広報誌設置依頼箇所を138箇所とした。（2箇所：2%増加）



図－１ 事業のあらましの誌面（機構事業の効果）



図－２ 水とともにの誌面（海外派遣帰国報告）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

パンフレット等については、事業の進捗等必要に応じて見直しを図っていく予定である。また、広報誌については引き続き、魅力的な誌面作りに努めるとともに、効率的な広報が行える場所に設置できるよう依頼に取り組むことにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（パンフレット等の作成）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(10) 説明責任の向上

⑤ 「水の日」及び「水の週間」への取組

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施することにより、毎年度4万人以上の来場者数を確保する。

(年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において平成17年度と同様に4万人以上の方々に参加していただけるよう、「水の日」、「水の週間」に併せた水の展示会や水辺で水にふれあう各種行事、上下流交流会、施設見学会の実施等関連行事に積極的に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

来場者数については、定着した行事とはいえ行事期間中の天候や行事の取組方によっては大きく上下することから、従来にも増して事前の広報宣伝に努めるとともに、イベントの内容についてそれぞれの地域特性を活かした企画により、家族連れの方々などが気軽に立ち寄っていただけるよう工夫を凝らすなどして、実績来場者数を維持した4万人以上とすることとした。

(平成18年度における取組)

■ 「水の日」及び「水の週間」への取組

平成18年度の「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として7月28日に都内科学技術館において記念式典を行うとともに、同日から8月1日まで「水の展示会」を科学技術館主催の科学の祭典の開催時期に併せて開催し、7月30日の午後には皇太子殿下が「水の展示会」を御高覧になった。また、8月6日には第26回を迎えた「ウォーターフェアー隅田川レガッタ」を開催し、広く国民の皆様には水や川に親しんでいただくとともに、隅田川の浄化についてのパネルを展示した。

平成17年度に引き続き、機構本社のある「さいたま新都心」においてもパネル展示を行った。

このほか「水とのふれあいフォトコンテスト」や国土交通省主催の「全日本中学生水の作文コンクール」にも積極的に協力し、各地で上下流交流会や施設見学会を開催するなどして、全国で約6万人の来場者を得ることができた。



写真－１ ウォーターフェア隅田川レガッタ

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

「水の日」及び「水の週間」への取組については、国土交通省など関係機関と密接に連携を図り、各種行事を全国規模で実施できた。今後も引き続き事前の広報宣伝に努めるとともに、多くの方に来場していただけるようイベントの内容についてそれぞれの地域特性を活かした企画に取り組むことにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（「水の日」及び「水の週間」への取組）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(10) 説明責任の向上

⑥ 広報活動の質の向上

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

広報活動の質の向上を図るため、年間を通じて各施設等において実施された広報活動について、毎年度、コンテスト等を実施する。

(年度計画)

広報活動の質の向上を図るため、平成18年を通じて各施設等において実施された広報活動についてコンテストを実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

職員の広報意識の高揚と広報にかかる手法及び技術の向上を図るため、前年に各施設等において実施された広報活動についてコンテストを実施することとした。

(平成18年度における取組)

■ 広報活動の質の向上

平成18年に実施した広報活動についての広報コンテストを3月1日に開催し、各事業所等の職員が参加してプレゼンテーションを行うことにより、広報技術の向上を図った。

また、同コンテストでは広報活動の目的、分かりやすさ、広報活動の効果、地域との連携及び積極性を基準に、地域との連携や今までの手法にとられない新たな試み、環境啓発活動などの点から一庫ダム管理所の「地域企業とのタイアップおよび周辺散策マップ作成」がグランプリを受賞した。

なお、応募総数は前回より4件増の72件であった。



写真－1 プレゼンテーションの様子



写真－2 表彰を受けた職員等

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

広報コンテストについては、平成18年の活動分を対象としたコンテストを3月に実施した。職員自らが外部へ積極的に出向いて他の企業、団体等と協力しながら取り組む傾向が広がっていることが伺えることから、今後も職員の広報意識の高揚と広報に係る手法及び技術の向上を目的として、広報コンテスト等の取組を実施することにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（広報活動の質の向上）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(11) 事業関連地域との連携促進

①地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流域地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組を行うこととし、特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを行う。

(年度計画)

全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、より美しい地域環境の実現を目指すとともに、自然環境に配慮した施設整備・施設管理の取組を行うこととする。

ダム等事業においては、周辺環境との調和を目指し、堤頂設備、ダムサイト広場、掘削法面、付替道路等について、景観への配慮、自然石の採用、郷土種による緑化、間伐材を使った防護柵の設置等を実施する。

用水路等事業においては、地域環境との調和や美しい水辺環境の創出等を目指し、1事業において調整池周辺施設整備を行うとともに、2事業において景観に配慮したフェンスの更新を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換等によりニーズを把握し、これを事業に反映することとした。

(平成18年度における取組)

■ 地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

1. 地域ニーズの把握

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備及び施設管理を行うため、全事務所において地域代表者との意見交換等を行い、施設整備及び環境整備を実施した。

表－１ 地域ニーズに基づく取組

地域の要望	実施した内容	実施施設
ダム湖及びダム周辺を 活用した地域振興	わきダム天端・周辺の整備	矢木沢ダム
	湖岸広場での植樹	奈良俣ダム
	地元老人会等との交流会及び施設案内	下久保ダム
	情報表示板の活用	草木ダム
	地元のイベントに合わせたダム見学会 及び工事説明会	浦山ダム
	ダムサイト法面に自然石を用いて景観 に配慮	滝沢ダム
	ダムサイト周辺に散策路、植樹の整備	徳山ダム
	ダム堤内広報施設の開放	日吉ダム
環境の保全	アユの遡上・降下に配慮したゲート操作	利根大堰
	前浜の造成、ホタル水路見学会の実施	利根川下流総合
	栗山川流域の市町村広報誌に環境保全 啓発を要請	房総導水路
	原石山跡地の表土を用いた自然植生の 復元	滝沢ダム
	水路で発見されたカワニナをNPOや 小学校へ提供	愛知用水
	オオサンショウウオの保全対策の継続 的検討	川上ダム
ダム下流河川的环境改善	フラッシュ放流の実施	比奈知ダム等
水質改善・監視	印旛沼の流動化運転	印旛沼開発
	EM菌による水質浄化	豊川用水
	木炭（BMW菌漬け）による水質浄化	旧吉野川河口堰
	水質情報の提供	寺内ダム
	堰下流の流量情報の提供	筑後大堰
ゴミの投棄対策	不法投棄防止の啓発看板の設置	印旛沼開発
	高水敷の排水不良を改善	高山ダム
	事業用地内の不法投棄防止の看板設置 及び巡視	川上ダム

具体的な取組事例

○ 取組事例 1

沼田総合管理所では、矢木沢ダムわきダム周辺の整備として、ダム天端の舗装などの整備をした。

○ 取組事例 2

利根川下流総合管理所では、「霞ヶ浦ふれあいランド内ホタル水路棟」において、ゲンジボタル見学会を実施し、霞ヶ浦の水質浄化や自然環境に関心を持ってもらうよう取り組んだ。3日間で約3,500人の方が参加した。



写真-1 矢木沢ダムわきダム周辺整備
(沼田総合管理所)



写真-2 ゲンジボタル見学会
(利根川下流総合)

○ 取組事例 3

愛知用水では、幹線水路の保守点検時にホタルの餌となるカワニナを大量に発見した。機構は、近隣の「ホタルの会」と協力してカワニナを採取した。また、近隣の小学校では、校庭にビオトープを造ってホタルの幼虫を飼育しており、施設見学会とカワニナ採取の野外勉強会を実施した。



写真-3 水路に生息していたホタルの餌
「カワニナ」のビオトープ放流 (愛知用水)



図-1 新聞記事掲載
(平成19年1月25日 朝日新聞)

○ 取組事例 4

丹生ダム建設事業では間伐材を用いて、事業用地への不法投棄を防止のための立ち入り防止柵を設置や、山林等への管理用通路を確保のための丸太橋の設置を行った。



間伐材を用いた立ち入り防止柵の設置
(丹生ダム建設所)



間伐材を用いた丸木橋の設置
(丹生ダム建設所)

○ 取組事例 5

群馬用水総合事業所及び豊川用水総合事業部では地域環境との調和に配慮（色彩、高さ等）した水路フェンスの設置を実施した。



写真－ 4 水路フェンスの設置
(群馬用水総合事業所)



写真－ 5 水路フェンスの設置
(豊川用水総合事業部)

○ 取組事例 6

香川用水総合事業所では調整池工事において、周辺環境に配慮して造成地の草地化を実施した（写真－ 5）。



写真－ 6 造成地の草地化状況 (香川用水総合事業所)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、全事務所で様々な形で地域代表者との意見交換等を通じ、地域のニーズに合った施設整備及び環境整備を実施した。

引き続きこれらの取組を行うことにより、中期計画に掲げる地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、本中期目標期間中、着実に達成できるものと考えている。

(11) 事業関連地域との連携促進

②地域交流の実施とコミュニケーションの増進

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、年1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、平成18年度中1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加する。

水源地域のコンセンサスのもとで策定された水源地域ビジョンの活動については、推進会議の事務局等として積極的に参加し、ダム水源地域との連携を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

事業関連地域との連携を促進するため、平成18年度に引き続き、全事務所において年度中最低1回は施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加することとした。また、上下流の相互理解を促進するための交流については、水源地の見学会や利水施設の見学会、水源涵養のための植樹活動等を実施していくこととした。

(平成18年度における取組)

■ 地域交流の実施とコミュニケーションの増進

1. 施設周辺地域とのコミュニケーション

施設周辺地域の住民等に施設の役割等について理解を深めていただくため、調査・建設・管理に係るすべての事務所において、施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、または参加した。

とりわけ、9月25日に試験湛水を開始した徳山ダム建設事業では平成14年の堤体盛立の開始以来、シャトルバスでの案内(4月～11月の土日祝日)、グループ見学(随時)、将来、湖となる地点を見学する湖底ウォーク等を実施した。これらの取組に際しては職員自らが現場を案内し、5年間で延べ約7万3千人の方々に徳山ダムの説明を行った。また試験湛水開始前の7月には旧徳山村民、地元小中学生他、約5000

人の参加を得て「徳山ダムふるさと湖底コンサート」を開催した。

機構が行うコミュニケーション活動は、その内容により表－１のように大別され、地域行事への参加（協力）、清掃活動、施設見学会等は、多くの事務所で取り組んでいる。なお、特定施設であるダム（池田ダムを除く１９ダム）においては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

表－１ 施設周辺地域での活動内容

項 目	実 施 内 容	事務所数
清掃活動	・ 地域の実施する河川やダム湖周辺等の除草や清掃活動に参加 ・ 利水者の実施する水道水源施設の清掃活動に参加 ・ 取水施設の土砂清掃に参加 ・ カヌーを活用した貯水池の清掃活動を実施 ・ 貯水池に溜まった流木の有効活用として、希望者に配布するなどの活動を実施	３０事務所
施設見学会等	・ 施設周辺市町村の住民に対しての施設見学会を行うとともに、意見交換会を実施 ・ 湖底ウォーキング大会の開催 ・ 周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 ・ 地域住民や小学生などに魚道の見学会を実施	３２事務所
地域行事への参加	・ 地域が実施するイベント等に参加・協力 ・ パネルの展示等により事業をＰＲ、イベントの参加者にアンケートを実施 ・ 祭り、マラソン大会、レガッタ大会、つり大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力	３２事務所
植樹活動	・ 貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加または協力	２６事務所
利水者との交流	・ 水道事業者と相互の施設の見学会を実施 ・ 利水者の行う水道や農業に係るＰＲ活動等に協力・参加 ・ 施設の管理費用等についての勉強会を開催	１７事務所
地域との意見交換等	・ 地域の住民等と共同で施設の巡視を行い、意見交換 ・ 環境対策懇談会の開催 ・ 地域の文化や歴史を学ぶための勉強会を利水者、河川管理者と共同で開催した。 ・ 施設の操作などについて意見交換 ・ ふるさと湖底コンサートの開催	２３事務所
水の週間行事等	・ 「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施	２２事務所

その他	・農業者宅での農業体験 ・事務所を「こども110番のいえ」に登録 ・小学生などを対象にパックテストによる水質調査や水生生物調査を実施 ・水の大切さや施設の役割を知ってもらうよう、小学校の訪問授業を実施 ・漁業組合などが実施する魚の放流に協力 ・地元自治体や学校の実施する職場体験を受入 ・地元の中学生に水難防止ポスター用の絵を書いてもらい、水路フェンスや施設など目にしやすい場所にも掲示 ・水路で発見されたカワニナをホタルを育てる会に提供	19事務所
-----	--	-------



写真－1 サツキマス稚魚放流体験
(木曽川用水)



写真－2 ふるさと湖底コンサート
(徳山ダム)



写真－3 水生生物調査 (川上ダム)



写真－4 小学校出前講座 (吉野川局)

2. 上下流交流活動の推進について

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動に、22事務所で参加または協力した。

<取組事例>

(1) 下流受益地の方々が水源地域で植樹活動を実施

- ① 埼玉県主催の「水のふるさと応援団」でダム見学やダム周辺の草刈り、清掃活動に協力した。(下久保ダム)
- ② 愛知用水受益市町連絡会議が主催し、牧尾ダム周辺の造林地において行うヒノキ苗の植林活動に参加した。(愛知用水総合)。
- ③ 名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会主催による水源地交流「水源地を見に行き隊」による植樹に協力した。(岩屋ダム)
- ④ 第20回大山ダム水源地域上下流交流会が開催され、上下流の益々の交流を記念して植樹祭を開催した。(大山ダム)

(2) 下流受益地域の方々が水源施設を訪れ、水源地の方々と交流

- ① 「愛知用水のふるさと牧尾ダムをたずねて」で水源地と受益地の児童が愛知用水の水瓶・牧尾ダムに集まり、施設の見学や木工教室などをおとして交流を図った。(愛知用水総合)
- ② 稲沢市の小学生を対象に木曽川用水の水源地である岩屋ダム見学会を実施した。(木曽川用水総合)
- ③ 淀川水系ダム水源地ネットワークが主催する「水のふるさと交流ツアー」に協力した。(木津川ダム総合)
- ④ 森と湖に親しむつどい(さめうら湖フェスティバル)として、早明浦ダム周辺において上下流交流イベント、シンポジウム等を開催した。
(池田総合)
- ⑤ 香川県の学校行事の一環として、県内の中学1年生を対象に「香川用水の水源地巡りの旅」が平成6年度から実施され、平成18年度までに参加者累計が10万人に達した。
(香川用水総合、池田総合)

(3) 受益地域で行われる行事等に水源地域が参加

- ① 名古屋市上下水道局が浄水場の開放を行う水道週間行事に流域市町村と共同で参加し、物産の販売、ダムのパネル展示等を行った。(岩屋ダム)

(4) 上下流の住民が川をテーマに集う行事に参加

- ① 利根川の自然を歌にして上下流の住民が集い合唱を行う「利根川源流讃歌第6回発表会」を後援し、広報グッズやパンフレットの提供、パネル展示を実施したほか、発表会での合唱にも参加した。
(利根導水総合・武蔵水路改築・群馬用水総合・沼田総合)
- ② 利根川における水や水質への関心を高め、ダム等の水資源施設の役割の理解を得るために「利根川の水源地と河口を訪ねる旅」を実施した。
(本社、下久保ダム、利根川下流総合)

- ③ 水源地の下流に住む人々をダムや水源林に招待し、水源地の役割を学びながら豊かな自然に親しむことを目的に、「奥利根水源地見学ツアー」に協力した。(沼田総合)
- ④ 水源地と都市圏を結ぶ交流として「第6回水をつなぐ流域交流in下戸河内」が開催され、流域交流運動会や芋掘りを行った。
(筑後川局、両筑平野用水、寺内ダム、小石原川ダム)



写真－５ 利根川の水源地と河口を訪ねる旅
(本社、下久保ダム、利根川下流総合)



写真－６ 香川用水の水源地巡りの旅
(香川用水総合、池田総合)



写真－７ 「水源地を見に行き隊」による植樹
(岩屋ダム)



写真－８ 水源地域上下流交流会
(大山ダム)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度は、施設周辺地域とのコミュニケーション及び上下流交流活動を引き続き実施した。平成19年度も継続して実施することにより、中期計画に掲げる地域交流の実施とコミュニケーションの増進については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(11) 事業関連地域との連携促進

③生活再建対策の実施と地域振興への協力

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

新築又は改築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(年度計画)

新築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

管理ダムでは、水源地域振興への取組として、水源地域ビジョンの活動に積極的に参加していく。（一部再掲）

(年度計画における目標設定の考え方)

機構が新築事業を進める上で、事業に直接関わる地域の住民及び下流の受益地域の理解と協力は必要不可欠であることから、機構として関係者への生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力することとした。

現在、機構では6ダムが水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金それぞれの対象ダムとして指定されている。

機構は、計画的で的確かつ円滑な事業の実施を行うために、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力するものである。

(平成18年度における取組)

■ 生活再建対策の実施と地域振興への協力

1. 生活再建対策の実施

生活再建対策については、思川開発事業南摩ダムにおいて、水源地域対策特別措置法による整備計画が平成18年3月に決定し、水特法整備事業として上南摩コミュニティ施設（公民館）が4月完成し、さらに南摩地区児童福祉施設が7月に完成した。

機構は、水特法整備計画の策定に当たって、下流受益団体等に対して生活再建対策の必要性及び事業の重要性について説明を行うなど、こうした施設整備の実現等に向けて精力的に取り組んだ。



写真-1 上南摩コミュニティ施設（思川開発）



写真-2 南摩地区児童福祉施設（思川開発）

小石原川ダム建設事業で移転を余儀なくされる36世帯のうち、集団移転を希望する12世帯と移転先地の絞り込みを行い、集団移転地対策を進めた。また、平成17年度に小石原川ダムの水没予定地内に設置した生活相談所（公民館内併設）に相談員を配置し、移転者から169件の補償内容、相続及び生活再建に関する様々な相談を受け、移転者のこれらの疑問や不安の解消に努めたことで、事業の円滑な実施に寄与することができた。



写真-3 生活相談所（小石原川ダム）

課 題

～徳山ダム集団移転地（文殊・網代地区）の宅地地盤問題への対応について～

徳山ダムの建設に伴い造成した5箇所の集団移転地（413戸）のうち、文殊地区（83戸）については、昭和62年頃から家屋の損傷の申し出が相次いだことから、52戸に対して再移転等の対策を実施した。

しかし、対策外となった残り31戸（＝地盤沈下対策部外）の住民からも、

家屋の損傷について申し出があったことから、平成16年12月28日に、建物を補修することによって住宅としての性能を確保する方針を示した。

以降、対策部外の住民に対して機構の方針を説明し、23戸については、建物を補修する費用を算定するための建物調査を完了した。

今後は、補修費用について、住民の方々と協議するとともに、引き続き対策部外の住民の方々をはじめ、利水者、関係機関等に対しても十分な説明を行い、適切な対応を継続して実施していく。

また、網代地区（85戸）についても宅地地盤と建物の状況について調査したところ、建物の損傷が見うけられたため、必要に応じて建物を補修し、建物基礎の傾きが大きい家屋については地盤改良工を実施することとした。住民の方に機構の方針を説明し、平成17年から具体的に、建物を補修する費用を算定するための建物調査を実施した。平成18年度は調査結果に基づき52戸の住民の方々と補修の契約を締結した。

文殊地区同様、住民の方々をはじめ、利水者、関係機関等に対して十分な説明を行い、適切な対応を実施していく。

2. 地域振興への協力

徳山ダム建設事業において、徳山ダム上流域を核とする揖斐川水源地域の自立的・持続的な活性化を図るための「揖斐川水源地域ビジョン」（仮称）の策定に国土交通省中部地方整備局とともに取り組んだ。平成17年度に引き続き学識経験者等から構成される「揖斐川水源地域ビジョン策定会議」を開催し、平成18年度、同ビジョンを策定した。

徳山ダムは平成19年度完成に向け計画的事業を実施しており、同ビジョンに沿って、徳山ダム上流域の豊かな自然環境の保全及び自然環境そのものを活かした利活用を図ることにより、揖斐川流域の発展に貢献することが期待できる。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度には、小石原川ダム建設事業において生活相談員を配置し、移転者の生活再建に関する相談を受け、不安解消に努めたことにより生活再建対策が計画どおり順調に進み、当該年度に計画していた実施計画調査も遅滞なく円滑に完了することができた。

生活再建対策の実施及び地域振興への協力は、新築事業、特にダム等事業を計画的かつ的確に実施するためには必要不可欠な要素であり、それぞれの事業で所要の措置を引き続き講じていくことで、中期計画に掲げる生活再建対策の実施と地域振興への協力については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(12) 技術力の維持・向上

①新技術への取組

1) 技術5カ年計画

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

計画的に新技術の活用等に取り組むとともに、「施設の効率的な管理と管理技術の体系化、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立、事業コスト削減」をキーワードとした「技術5カ年計画」を、平成15年度中に作成する。また、作成された「技術5カ年計画」に基づき、技術の開発や普及を進め、技術力の維持・向上を図る。

(年度計画)

策定した「水資源機構技術5カ年計画」に基づき、以下の課題に関し、重点的に取り組む。

- ①効率的な水運用と良質な水の確保
- ②管理業務の効率的な実施
- ③建設事業の効率的な実施
- ④自然にやさしい事業・業務の実施
- ⑤施設の耐震性向上と危機管理

(年度計画における目標設定の考え方)

「水資源機構技術5カ年計画」に基づき、各重点プロジェクトの実施項目を推進することとした。

(平成18年度における取組)

機構では利水者及び国民の期待と要請に応えるため、機構をとりまく技術課題について、早期に解決することを目標に、新技術の開発・研究に取り組んでいる。

■ 技術5カ年計画

「水資源機構技術5カ年計画」は、5課題に対し8つの重点プロジェクトで取り組んだ。平成18年度は同プロジェクトの実施項目のうち、ITによる施設管理の高度化・効率化の検討並びに植生環境の復元・創出に関する技術の検討が一部完了したほか、その他の各実施項目に係る取組を進めた。(表-1参照)。

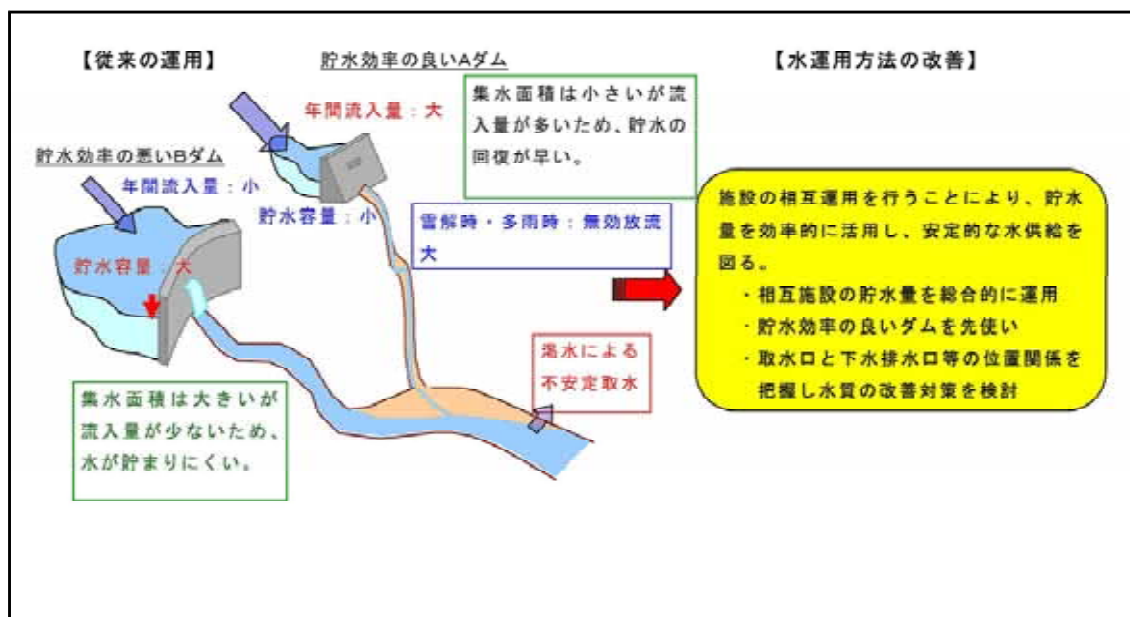
表-1 水資源機構技術5カ年計画進捗状況

課 題	重点プロジェクト	主要な実施項目	進捗状況
①効率的な水運用と良質な水の確保	①効率的な水運用	・ 機構管理施設の効率的な水運用方法の検討	継続
	②水質の保全・改善	・ 水質保全施設の効率的な運用技術の	継続

		検討	
②管理業務の効率的な実施	③既設構造物の安全性と機能の確保	・構造物の維持管理手法の検討	継続
	④管理業務の効率化	・ I T による施設管理の高度化・効率化の検討 ・機械設備の合理的保全手法の検討	一部完了 一部完了
	⑤防災管理システムの構築	・防災管理システムの検討・構築	完了
③建設事業の効率的な実施	⑥設計・材料・施工の合理化	・材料の有効利用に関する技術の検討	継続
④自然にやさしい事業・業務の実施	⑦良好な自然環境の保全・回復・創出	・植生環境の復元・創出に関する技術の検討	一部完了
⑤施設の耐震性向上と危機管理	⑧施設の耐震性の向上	・大規模地震動に対する耐震性向上に関する技術の検討	継続

1. 効率的な水運用

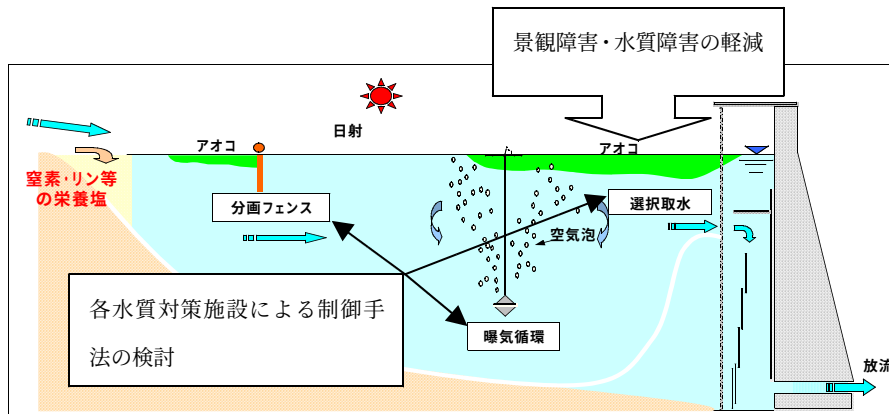
本検討は流域全体の視点に立った機構管理施設の効率的な水運用を図ることにより、河川の安定的な水供給の向上を目指すものであり、平成18年度は、機構施設において、平成17年度までに収集整理した基礎資料や概略検討結果に基づき、水系毎にダム群連携による施設相互運用の検討を行い効率的な水運用に係る効果と課題を取りまとめた。



図－1 効率的な水運用

2. 水質の保全・改善

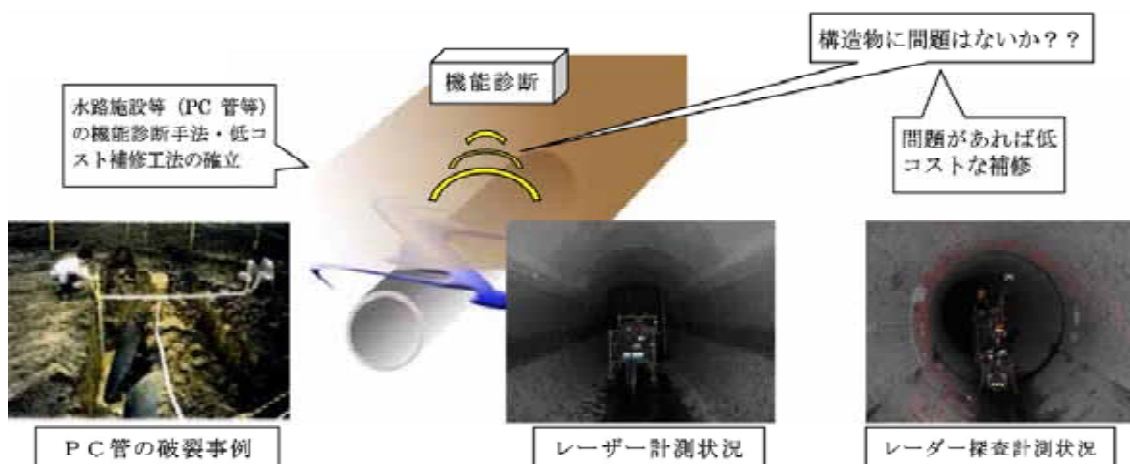
本検討は曝気循環設備の効率的な運用などによる、アオコや淡水赤潮の発生抑制などを旨とするものであり、平成18年度は、概成した鉛直2次元水質予測モデルを改良するとともに、選択取水施設と分画フェンスの効率的な運用技術について検証した



図－2 水質の保全・改善

3. 既設構造物の安全性と機能の確保

本検討は施設の健全度・危険度等の機能診断の手法及び低コストの補修工法並びにPC管等の非破壊検査方法を確立することにより、ライフサイクルコストの低減を図り、用水の安定供給を目指すものである。平成18年度は、平成17年度に引き続き、非破壊検査の実証試験を実施するとともに試掘調査等により得られた結果を基に、PC管の機能調査・診断マニュアルの骨子を取りまとめた。



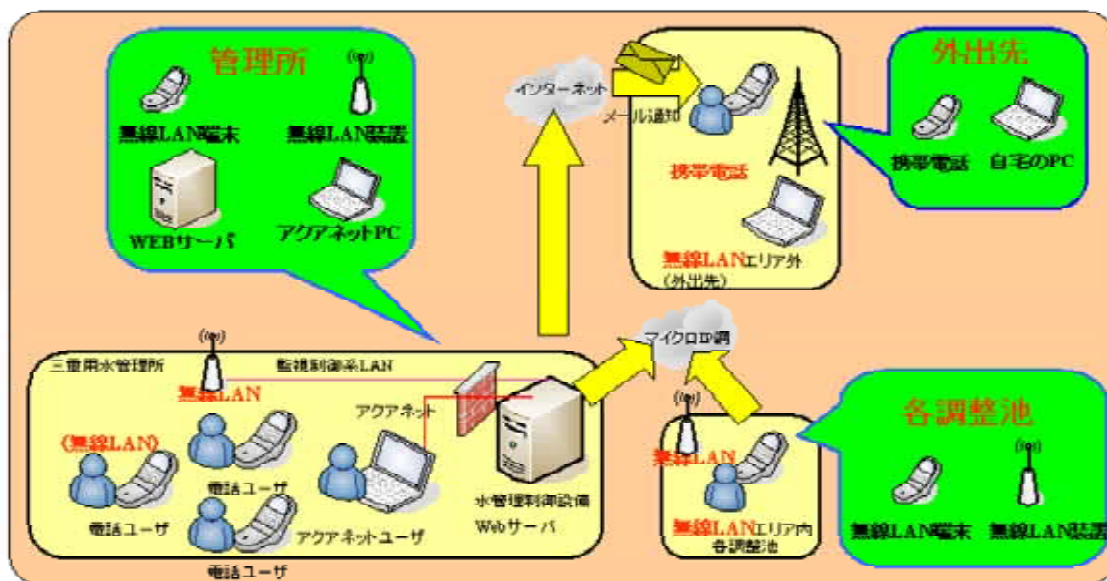
図－3 既存構造物の安全性と機能の確保

4. 管理業務の効率化

(1) ITによる施設管理の高度化・効率化の検討

本検討は施設管理の高度化、効率化を目的として、機構における①IPによる電話とデータ通信の統合、②携帯端末（携帯電話）によるデータ、映像伝送技術の確立、③不感地帯対策を兼ねたユビキタス環境の構築について手法の確立を行うとともに、新たなシステムを実際の施設管理に適用し、業務の高度化・効率化について実証を行うものである。

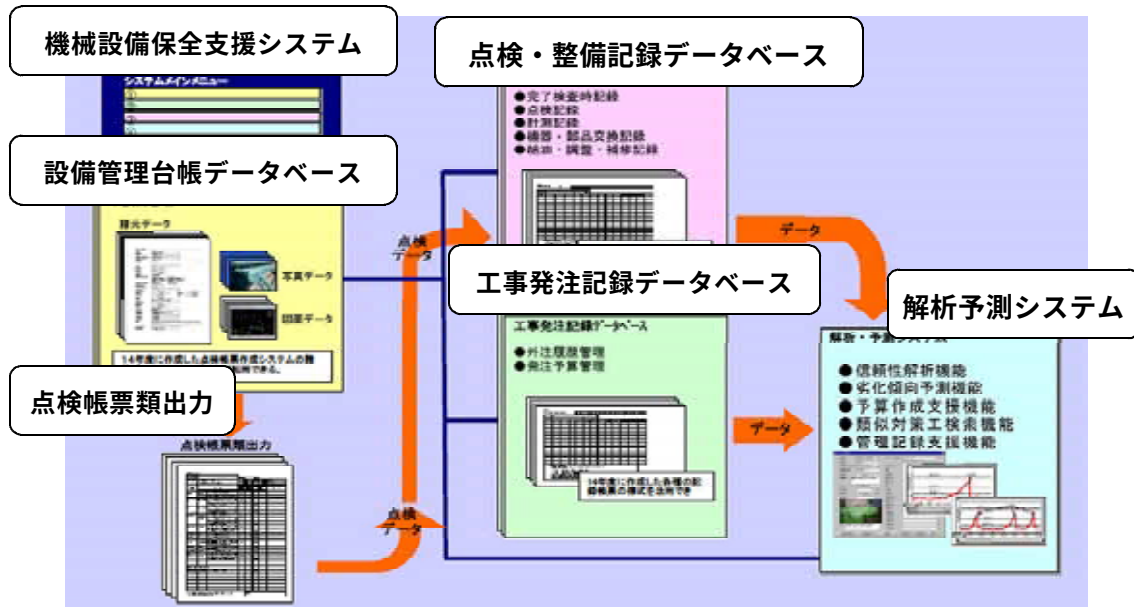
平成18年度においては三重用水管理所において電話交換設備の施設更新時に電話網をIP化するとともにWEBサーバを接続、更には従来、携帯電話の不感地帯であったダム、調整池、取水口等に無線LANを設置した。これらにより、現場から直接データの確認、関係地点映像の確認を行えるなど、データの確認作業に人が介在することが無くなったほか、介在による内容の劣化が無くなるなど業務の改善効果が高いことが確認できた。また、副次的な効果として、内線電話として携帯回線と無線LAN双方に通信可能な携帯電話を導入することにより、不在による電話内容の取次が格段に減少するなど、業務の改善にも寄与している。



図－4 ITによる施設管理の高度化・効率化

（２）機械設備の合理的保全手法の検討

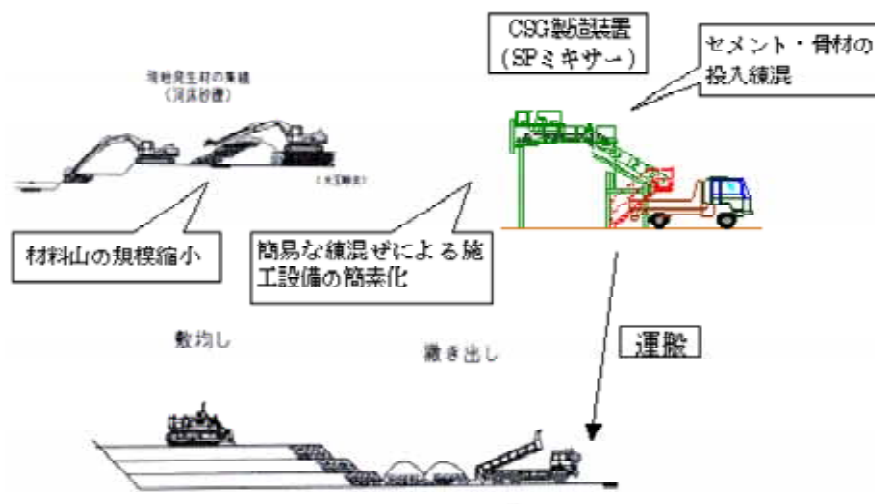
本検討は機械設備に係るライフサイクルコストの低減を目指すものであり、平成18年度は、平成17年度までに蓄積したデータを基に、保全履歴に関するデータベースを構築するとともに、信頼性解析機能を構築し、構成要素ごとに期待稼働時間を求めることにより、取替時期の見直しを実現した。



図－５ 機械設備の合理的手法の検討

5. 設計・材料・施工の合理化

本検討は低品質材料のコンクリート用骨材への適用性及び廃棄岩、掘削ズリ等のC S G (Cemented Sand and Gravel) 材料への適用性を検討し、廃棄岩、掘削ズリ等の有効利用によりコストの縮減を目指すものである。平成18年度は、現場発生材のC S G 母材としての適用性判断及び配合設計手法の策定に資するものとして、品質（粒度・物性）が異なる複数の材料を用いたC S G の各種特性についての検討を行い、母材としての適用性判断に資する「C S G の発現強度は物性よりも母材粒度の影響を強く受ける」という特性を確認した。



図－6 C S G の施工技術

6. 良好な自然環境の保全・回復・創出

在来種を用いた植生回復（緑化）手法、重要な植物種の保全手法等について検討し、良好な自然環境の復元・創出を目指すものである。平成18年度は、「在来種を用いた植生回復手法の手引き（案）」及び、「重要な植物種の保全手法（案）」を中間的に取りまとめた。



図－7 良好な自然環境の保全・回復・創出

7. 施設の耐震性の向上

大規模地震に対して、ダム、水路、パイプライン等の水資源開発施設の被災に伴う被害を最小限にするためのソフト・ハードを組合せた対策の検討・提示を目指すものである。

平成18年度は、コンクリートダム、フィルダムについては、国土交通省より示された「大規模地震耐震性能照査指針（案）」に従い、堤高100m以上のダムをモデルとして入力地震動の設定、ダム本体・ゲート・門柱の動的解析を実施し、本体及び付属構造物の一連の耐震性能照査に取り組んだ。アースダムについては、想定される東海地震、東南海地震等の波形を用いた動的解析による耐震照査に取り組んだ。

水路、パイプラインについては、「大規模地震対策アクションプログラム」の策定を引き続き進めた。

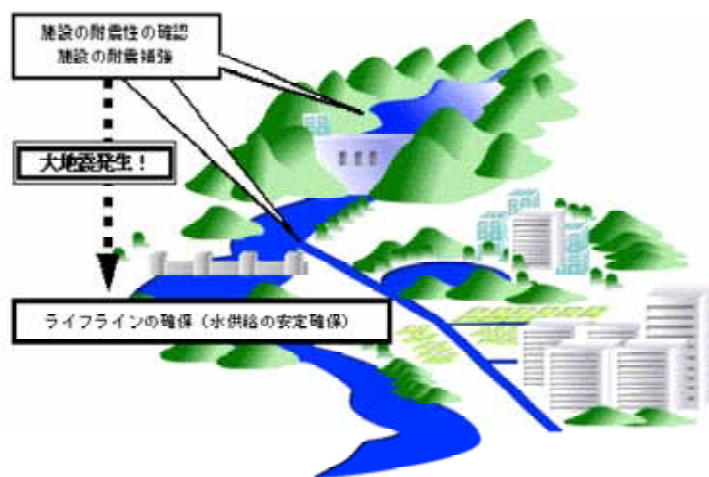
関東管内においては、代替水源の確保、応急復旧体制の整備などについて検討を進めてきた。

中部支社管内においては、代替水源の確保、応急復旧体制の整備などについて検討を進めるとともに、利水者に対し、耐震対策の全体計画を説明した。

吉野川局管内においては、耐震及び津波に対する施設（ハード）の補強のための調査・検討を行うとともに、応急復旧体制の整備などソフト面での対応について検討を

進めてきた。

筑後川局管内においては、応急復旧体制の整備などソフト面での対応について検討を進めてきた。



図－８ 施設の耐震性の向上

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

「水資源機構技術５カ年計画」に基づく実施項目は、機構内の技術的な課題を審議する技術管理委員会に検討部会を、また、検討部会の下に、実施項目ごとの分科会を設置し、蓄積されたデータや機構のフィールドを利活用した計画的な推進とフォローアップを実施した。こうした取組等を引き続き実施することにより、中期計画に掲げる新技術への取組（技術５カ年計画）については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(12) 技術力の維持・向上

①新技術への取組

2) 技術研究発表会の開催と特許等の取得の推進

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

毎年度、機構内において「技術研究発表会」を実施する。また、技術開発を通じた発明・発見にあたる事案については、特許等の取得を推進する。

(年度計画)

機構内において「技術研究発表会」を実施する。また、技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、特許等の取得を推進する。

(年度計画における目標設定の考え方)

技術力の維持・向上のため、「技術研究発表会」を開催し、論文発表等の機会を確保するとともに、技術開発を通じた発明・発見を促し、特許等の取得を推進することとした。

(平成18年度における取組)

■ 技術研究発表会の開催と特許等の取得の推進

1. 技術研究発表会

平成18年度で第40回を迎えた技術研究発表会は、栃木県水資源対策室をはじめ、木曽川右岸用水土地改良区連合など関係利水者14人（9団体）の出席を得て、11月8・9日の2日間にわたり開催した。

参加者数は初日は約100名、2日目は約80名の参加者があり、各地方ブロックから推薦された30論文が発表された。これらの発表ではそれぞれ活発な質疑応答が行われた。

論文発表終了後は東京大学大学院の中西友子教授により、「水科学と農業」と題して特別講演が行われた。

今回の発表論文の中から選考の結果、5論文が理事長表彰として選考され、理事長より表彰状が手渡された。



写真－1 平成18年度 技術研究発表会

関係利水者の意見、感想

- ①現在、課題となっている事項についての取組が発表されており、非常に参考となった。
- ②発表者全員がよく勉強していた。特に若い職員がよく勉強しており、水機構が「技術の継承」に力を入れていることがうかがえた。
- ③各種コスト縮減対策の可能性が感じられた。
- ④利害関係者との懇親会、NPOとの協働等実務に応用できるテーマがあり、参考となった。

各地区の技術研究発表会

本社発表会の予選も兼ねて開催している各地区(関東・中部・関西・四国・九州)の技術研究発表会(以下「ブロック発表会」という。)は、平成18年度も利水関係者を交えて開催し、107人(60機関)の利水関係者の参加が得られた。

各ブロック発表会では、上記利水関係者と職員合わせて約565人が参加し、日常業務における研究報告として141論文が発表された。

また、九州地区においては平成16年度から引き続き、関係利水者から4論文の発表が行われ、活発な質疑応答がなされた。

各ブロックでの主な取組

○関東ブロック…水機構の技術力が国際的に寄与している事をPRできるようアジア開発銀行に現在出向中の職員等を講演者に加えた。

○九州ブロック…関係利水者の発表を昨年に引き続き行った。

・「不断水による補修弁取替事例」佐賀東部水道企業団

・「福岡市における水源林ボランティア育成の取り組みについて」

福岡市水道局

・「福岡都市圏の水源地開発と用水供給事業について」

福岡地区水道企業団

・「ニールセン系ローゼ補剛形式水道管橋のワイヤー定着部腐食状況調査」

福岡県南広域水道企業団

表－１　平成１８年度技術研究発表会　発表課題

1	取得立木の処分その２　～効率的な処分方法に関する検証～
2	徳山ダム基礎処理における水理地質構造の変遷
3	徳山ダム下流河川における環境の変化予測について
4	一庫ダム弾力的管理試験(制限水位移行方式)について
5	土砂掃流試験と関係者間の相互理解について
6	低水管理におけるダム操作の効率化について
7	琵琶湖開発総合管理における自然環境保全の取り組み
8	伐竹材の堆肥化試験結果報告
9	石綿除去工事における問題提起及び取り組み方法の提案 ～秋ヶ瀬管理棟耐震改修工事における石綿対応の事例を通して～
10	水生植物の水耕栽培による水質浄化について　～富栄養化現象を負の価値から正の価値へ～
11	寺内ダム水質保全への取り組み
12	深層曝気設備を用いた曝気循環によるアオコ抑制効果
13	深層曝気装置の有効活用について
14	機動性に優れた可搬型藻類処理装置の開発について
15	電気通信設備の更新時期の検証
16	大川村小水力発電所復旧支援及び新規発電検討
17	幹線水位監視の強化策について
18	三重用水の渓流取水工の改良について －冷川取水工の設計・施工および河内谷川取水工の設計上の留意点－
19	水路トンネル現況調査について
20	コア式プレストレストコンクリート管の調査・診断手法の検討
21	木曽川右岸施設PC管の保全対策検討について
22	長期間安定経過しているアースフィルダムの耐震性の検討 ～駒場池をモデルフィールドとした調査・試験及び解析事例～
23	大規模地震動に対する豊川用水盛土水路の耐震性能と照査手法の検討
24	群馬用水における水路橋耐震補強設計　（落橋防止システムの設計事例紹介）
25	既設構造物の性能設計の概念を用いた経済的な液状化対策についての検討 ～弥富揚水機場の排水機能付矢板を用いた液状化抑制工法～
26	豪雪地帯におけるダムの地震時一次点検対応について
27	ISO/IEC17025規格の導入による試験所認定の取得
28	「奈良俣ダムの深透水」の展開について
29	大山ダムにおける総合学習支援の取り組み
30	愛・地球博「流域こども水フォーラム&クイズ」の出展について

２．特許等の取得推進

平成１８年度は、平成１７年度に取組を進めた２件（「水流中の大きなせん断力を活用した鞭毛藻類の異常増殖抑制手法」「パルス状信号の伝搬時間測定装置及び超音波式流量測定装置」）、に加えて民間会社と共同で２件（「ダムの外部変形評価方法」（地震直後の短時間にＧＰＳを利用してダムの外部変形量を計測することを可能にした。）及び「台船の傾きを利用して連結する台船連結装置」（水中作業なしにて台船を連結することを可能にした。）の計４件について、特許出願を行った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成１８年度は、平成１７年度に引き続き関係利水者の出席を得た技術研究発表会を開催し、好評を得た。技術力の維持・向上のため、引き続き「技術研究発表会」を開催し、論文発表等の機会を確保するとともに、技術開発を通じた発明・発見を促し、特許等の取得を図っていく。これにより、中期計画に掲げる新技術への取組（技術研究発表会の開催と特許等の推進）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(12) 技術力の維持・向上

①新技術への取組

3) その他新技術への取組

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を図る。

(年度計画)

異常渇水時や災害時における水供給の危機管理に係る新技術への取組として、移動式海水淡水化装置や水バッグを用いた海上水輸送の実施に向けて検討を行う。

また、将来の管理費の節減等に資する新技術への取組として、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）により計画されているCO₂削減の強化に向け大規模な太陽光発電に関する実証研究について、機構が研究実施機関となるよう技術提案の作成に取り組み、応募する。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成18年3月に国土交通省水資源部が策定した水資源政策レビューにおいて示された政策への反映の方向を踏まえ、渇水に対する備えの充実の一環として、短期間で渇水が深刻化しやすい地域などへの対応として、移動式（可搬式）海水淡水化試験装置による造水や水輸送用バッグによる水輸送等、多様で機動的な水供給手法の活用を検討することとした。

また、将来の管理費の節減に資する新技術への取組として、NEDOの実施する大規模太陽光発電に関する実証研究について、機構が研究実施機関となるよう技術提案・応募することとした。

(平成18年度における取組)

■ その他新技術への取組

1. 渇水時や災害時における機動的な水供給に係る試験

○水輸送用バッグを用いた海上水輸送試験

機構では、渇水時や災害時等の緊急時における機動的な水供給に係る新技術への取組として、関係機関への諸手続きなども含め、実用化に向けた課題を洗い出すため、民間会社（MTI）と協力して、日本初の水輸送用バッグによる海上水輸送試験を実施した。

この試験は、高強度複合繊維製の水輸送用バッグ（容量約1,000m³）をタグボートで曳航して、水を輸送しようとするものであり、平成19年3月2日から4日にかけて、和歌山県新宮港から徳島県富岡港まで約170kmの距離を往復した。

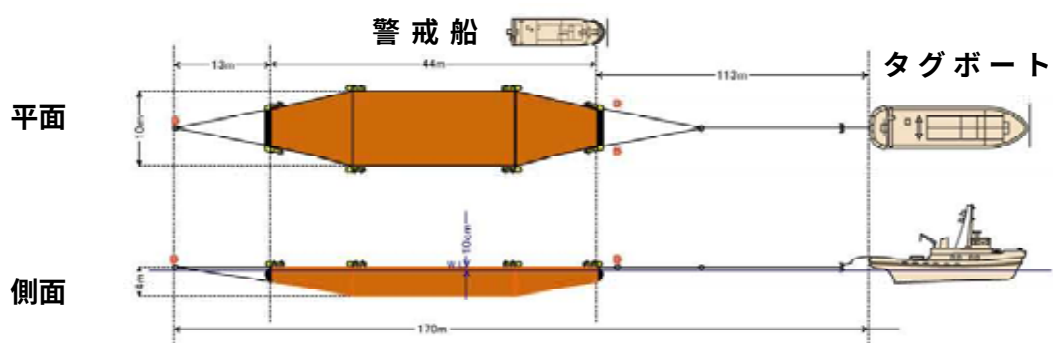
ただし、曳航中に水バッグ本体と金属製の端部部材（エンドユニット）とがバッグの揺れに伴い繰り返し接触してバッグの破れ（約50cm）等が発生し、

海水が混入したことから、今後、民間会社においてバッグの改良等を行うこととしている。

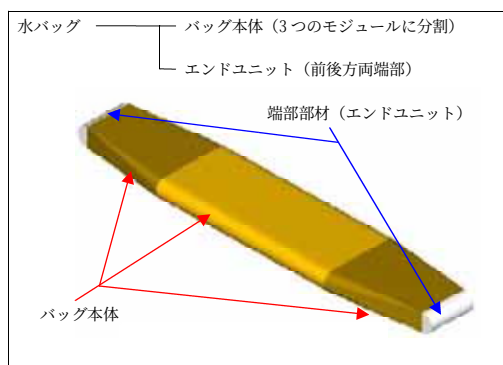
水輸送用水バッグによる水輸送は、実用時を想定して試算した場合、船舶（ケミカルタンカー）の概ね半分程度のコストが期待できることなどから、改良後に改めて試験を実施するなど実用化に向けた検討を引き続き行う予定である。

＜水輸送用バッグの概要＞

- ・全 長：44m
- ・容 量：約1,000m³
- ・バッグ素材：高強度の複合繊維



図－1 水バッグの曳航概念図



図－2 水バッグの構成概念図



写真－1 水バッグ曳航状況



図－３ 海上水輸送試験の実施概要

○可搬式海水淡水化試験装置を用いた実証試験

水輸送用バッグによる海上水輸送試験と同様、渇水時や災害時等の緊急時における機動的な水供給手法に係る新技術への取組として、実用化に向けた課題を洗い出すため、可搬式の海水淡水化試験装置を用いた実証試験を実施した。

この試験は、可搬式海水淡水化試験装置（日当たり造水能力 3.5 m^3 ）を用いた造水ならびに阿南市内の企業に対する配水等を行うものであり、平成19年2月5日～2月8日にかけて、徳島県阿南市大湊港において実施した。

この実証試験により、水道水質基準に適合した淡水を造水し、装置運転に係る基礎データを収集するとともに、実際の配水試験をとおした機動的な配水実施、運用時に必要な許認可等の手続き等について確認することができた。

今後、実際の渇水の際に運用試験を行うなど、実用化に向けた検討を引き続き行う予定である。



図－４ 移動式海水淡水化装置実証試験実施場所



写真－２ 装置運搬状況



写真－３ 装置配置状況



写真－４ 装置運転状況



写真－５ 給水タンクへの注水状況

移動式海水淡水化装置による実証試験状況

なお、これらの試験はいずれも経済産業省が実施する「平成１８年度工業用水代替水源確保調査」の一環として行われたものである。

表－１ 水バッグ及び海淡試験 放映リスト

日付	番組名	番組名	時間帯	備考	区分	タイトル	分類
2/2(金)	NHK徳島	ほっとイブニング徳島	18時台		TV	海上水輸送実験を実施へ	水バッグ
	四国放送	フォーカス徳島	18時台		TV	巨大バッグで水輸送	水バッグ
2/5(月)	NHK徳島	ほっとイブニング徳島	18時台		TV	移動式海水淡水化装置の試験運転	海淡
	四国放送	フォーカス徳島	18時台		TV	海水を真水へ	海淡
3/2(金)	NHK	NHK ニュース	正午	全国	TV	災害などに備え輸送実験	水バッグ
	NHK	日本列島ぐるっとニュース	14時台		TV	巨大水袋を海上輸送 実験始まる	水バッグ
	NHK	NHK ニュース	18時台	全国	TV	巨大水袋を海上輸送 実験始まる	水バッグ
	毎日放送	MBSニュース			TV	長さ44mの水袋輸送試験	水バッグ
		イブニングニュース			TV		水バッグ
	朝日放送	NEWSゆう			TV	水1000トン 海上を行く	水バッグ
	関西テレビ	FNNスピーク			TV	巨大な「水枕」が海上を	水バッグ
	読売テレビ	ニュースD			TV	“袋”で水1000トン輸送実験	水バッグ

	NHK徳島	とくしまニュース845	20時45分		TV		水バッグ
	NHK	ニュースウォッチ9	21時台	全国	TV	海を行く“1000トンの水”	水バッグ
	四国放送	徳島新聞ニュース	23時台		TV		水バッグ
3/3(土)	NHK	NHK ニュース	正午		TV		水バッグ
	四国放送	徳島新聞ニュース	18時台		TV		水バッグ
	NHK徳島	ニュースとくしま	18時45分		TV		水バッグ
3/5(月)	読売テレビ	ニューススクランブル	18時台		TV	日本初！巨大バッグで水を運ぶ	水バッグ
	NHK徳島	とくしまニュース845	20時45分		TV		水バッグ

表－２ 水バッグ及び海淡水試験 新聞記事リスト

日付	新聞社名	版名	区分	タイトル	分類
2/3(土)	読売新聞	徳島版	朝刊	巨大水袋を海上輸送	水バッグ
	日経新聞	徳島版	朝刊	バッグに水 海から運ぶ	水バッグ
	徳島新聞		朝刊	水入り袋 船でえい航	水バッグ・海淡水
	佐賀新聞		朝刊	袋で水1000トン海上輸送	水バッグ
2/4(日)	毎日新聞	徳島版	朝刊	特製袋で水の海上輸送試験	水バッグ
	紀伊民報		－	水1000トン袋で海上輸送	水バッグ
	紀南新聞		－	バッグによる海上水輸送試験	水バッグ
2/5(月)	四国新聞		朝刊	水1000トン袋で海上輸送	水バッグ
	中国新聞		夕刊	水1000トン袋で海上輸送	水バッグ
2/6(火)	朝日新聞	徳島版	朝刊	水確保「あの手この手」	水バッグ・海淡水
	毎日新聞	徳島版	朝刊	移動式海水淡水化装置 阿南で試験運用を公開	海淡水
	読売新聞	徳島版	朝刊	海水を工業用水に	海淡水
	産経新聞	徳島版	朝刊	特殊な袋で水の海上輸送実験	水バッグ
	徳島新聞		朝刊	海水から真水精製 阿南で実験始まる	海淡水
2/7(水)	毎日新聞	徳島版	朝刊	海上水輸送の実現へ	水バッグ
2/8(木)	水道産業新聞		－	日本初の水バッグ海上輸送	水バッグ
2/14(水)	産経新聞	関西版	朝刊	特大の水枕！？	水バッグ
2/15(木)	日本水道新聞		－	水バックによる工水の海上輸送	水バッグ
2/16(金)	読売新聞	関東版	夕刊	低コストで水大量輸送	水バッグ
		関西版	夕刊	水輸送ス～イスイ	水バッグ
2/22(木)	毎日新聞	関西版	夕刊	波を枕に命の水枕	水バッグ
2/23(金)	朝日新聞	徳島版	朝刊	巨大な水袋どんぶらこ	水バッグ
		滋賀版			
		東海版	朝刊	巨大袋に水 海ゆらゆら	水バッグ
	毎日新聞	徳島版 滋賀版	朝刊	波を枕に命の水枕	水バッグ
3/2(金)	日本経済新聞	関西版	夕刊	袋入り水1000トン、海を行く	水バッグ
	東京新聞		夕刊	水1000トン袋で海上輸送実験	水バッグ
	徳島新聞		夕刊	水1000トン袋で海上輸送	水バッグ
3/3(土)	産経新聞	関東版	朝刊	水1000トン袋に入れ170キロエンヤコラ	水バッグ
	東京新聞		朝刊	”夕刊ダイジェスト”	水バッグ

	徳島新聞		朝刊	水1000トン袋で海上輸送	水バッグ
3/4(日)	朝日新聞	徳島版 和歌山版	朝刊	コラム”青鉛筆”	水バッグ
		東海版	朝刊	巨大袋で水輸送訓練 海水混入？使えず	水バッグ
	読売新聞	徳島版 和歌山版	朝刊	海水混入？で「不合格」	水バッグ
	徳島新聞		朝刊	水入り袋 不純物混入 実用化に課題	水バッグ
3/5(月)	東京新聞		朝刊	水の輸送実験ショッパイ…シッパイだ	水バッグ
	岐阜新聞	東海版	朝刊	海上輸送の水塩分濃度上昇	水バッグ
3/7(水)	徳島新聞		朝刊 <社説>	渇水時に役立てたい	水バッグ・海淡水

2. 水面を利用した大規模太陽光発電システムの技術開発

将来の管理費の節減等に資するため、NEDOの平成18年度新規事業「大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究」の委託先の公募に対し、調整池の湖面にフロート型の太陽電池パネル設置する機構独自の技術提案書を取りまとめて応募した。審査の結果、機構の提案は採用に至らなかったものの、フロート型の太陽電池パネルの利用と太陽位置への追従制御について、一定の評価を得た。

一方、地球温暖化対策への取組として、新たに水面を利用した大規模太陽光発電システムの実用化について、設置コストの大幅削減、モジュール冷却による発電効率の向上のための技術開発をテーマとして、環境省の地球温暖化対策技術開発事業に応募し、3月30日に採択を受けた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

水輸送用バッグによる海上水輸送については、共同試験を実施した民間会社との役割分担が明確であるとともに良好な関係を築いており、また、可搬式海水淡水化試験装置については既に調達を終えている。いずれも引き続き実用化に向けた検討を実施することになっている。

また、将来の管理費の節減等に資する新技術への取組（貯水池湖面を利用した大規模太陽光発電）についても、今後も継続して取り組んでいくこととしている。

これにより、中期計画に掲げる技術力の維持・向上については本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(12) 技術力の維持・向上
②蓄積された技術の整備・活用

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

これまで蓄積してきた技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、新築、改築、管理及び環境等に関する6指針23編の指針等の作成、更新等を行う。

また、個人の持つ技術・ノウハウを組織として活用するため、知識活用（ナレッジ）システムの問い合わせ機能等の対象者拡大を図る（再掲）ことにより、蓄積された技術等の活用を図る。

(年度計画)

これまで蓄積してきた技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、平成15年度から新築・改築、管理及び環境等に関する指針等の作成、更新等を行ってきたところである。平成18年度は、平成16年度から編集に取り組んでいる滝沢ダム及び徳山ダムの設計・施工結果を反映させたダム設計指針（基礎処理編）1指針1編の更新を実施する。また、自然環境の保全に関する指針（1指針1編）を制定する。

なお、作成された指針等へのフォローアップを引き続き行っていく。

また、知識活用（ナレッジ）システムについて円滑な運用に努めるとともに、必要に応じ、所要の改良等を行うことにより、蓄積された技術等の活用を図る。（一部再掲）

(年度計画における目標設定の考え方)

これまで蓄積した技術の集大成として中期計画に掲げる6指針25(23)^{※1}編（表－1「整備すべき指針等及び整備計画表」参照）の作成・更新の他に、平成17年度にダム設計指針1編の更新の追加を行うこととした。 ※1：()書きは中期計画編数。25編数は、施設管理指針構成の見直しにより、9編から11編に増加したことによる。

表－1 整備すべき指針等及び整備計画表

指 針 名 称	指針数	編 数	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
水路工設計指針	1 指針	9 編	9 編(完成)	—	—	—	—
施設管理指針	1 指針	11(9)編	4(3)編	7(6)編 (完成)	—	—	—
機械設備管理指針	1 指針	1 編	1 編(完成)	—	—	—	—
電気通信設備管理指針	1 指針	1 編	1 編(完成)	—	—	—	—
建築物保全指針	1 指針	1 編	—	1 編(完成)	—	—	—

環境に関する行動指針	1 指針	2 編	—	1 編	—	1編（完 成）	—
計	6 指針	2 5 (2 3) 編	1 5 (1 4) 編	9 (8) 編	—	1編	—

(平成18年度における取組)

■ 蓄積された技術力の継承

○ 総合技術推進室での業務について ～技術力向上への取組～

平成17年度に発足した総合技術推進室では、機構が「水の実務型シンクタンク」を担っていくための中核的組織として、機構のダム・水路等事業における基幹的・専門的業務である調査、計画、設計、管理等の業務を職員自ら実施すること（外部委託の内部化）による技術力の継承・蓄積、維持・向上に努め、現場職員との連携・協働による全社的な人材育成を目的として、水にかかわる調査、計画、設計、管理等の総合的技術の蓄積及び向上を実施した。

平成18年度は、設計等業務の外部委託の内部化（29件）を実施し、技術力の向上・人材育成に努めた。その結果、諸経費率等の軽減により、外部委託した場合に比して2～3割のコスト縮減を図った。また、試験研究業務（37件）や、各事業所への助言を行う業務（123件）も実施した。

また、これに加え、機構が有している長年の経験と高度な技術力に期待され外部支援として、国、地方自治体及び民間会社等からダム本体工事発注の技術評価に係る業務などの設計等業務（18件：約2億6千万円）及び浦和技術センターで試験業務（4件：約840万円）について技術的支援を行った。

表－2 平成18年度における総合技術推進室での実施業務

＜基幹的・専門的な設計等業務＞	・ダムサイト地質解析 ・ダム施工計画実施設計 ・貯水池周辺斜面観測データ検討 ・ダム操作方法の検討 ・ダム管理における品質管理・改善に関する検討 ・既設サイホン等の震災対策設計基本検討
＜試験研究業務＞	・ダムの水質保全技術に関する検討 ・ダムの堆砂・排砂に関する検討 ・大規模地震に対する耐震性に関する検討 ・水路・水源施設の維持管理診断技術の検討
＜外部機関からの受託業務＞	① 建設～管理の経験及びノウハウと密接に関連する業務 ・ダム群再編事業に係る課題検討業務 ・農業水利事業水利検討業務 ② 自ら実施し蓄積してきた特有の技術分野を活かせる業務 ・貯水池堤体強化工事に係る専門技術の業務支援 ・流域水質の総合的な保全・改善のための連携方策検討調査

	③ 保有する実験施設や試験機器を活用できる業務 ・鉄線籠型護岸蓋網部の線材に関する面的摩擦試験 ・コンクリート試験
＜試験所としての信頼性向上への取組＞	・ISO／IEC 17025の維持

■ 現場活用型研修を通じた技術伝承への取組

1. 試験湛水研修の実施

ダム工事（試験湛水）に関する専門的な技術・知識を高め、ダム技術者としての能力の向上及び技術の伝承を図り、円滑かつ効率的な業務遂行に寄与することを目的として、試験湛水研修を実施した。

（1）研修期間

- 1回目：11月27日（月）～12月1日（金）
 2回目：12月11日（月）～12月15日（金）

（2）研修受講者

- 1回目：16名、2回目：9名

（3）研修内容

- ① 試験湛水を実施中の滝沢ダムを実習フィールドとして、現地での試験湛水業務の体験を含む研修とした。
- ② 研修内容としては、経験豊富な技術者（機構OB）による試験湛水に関わる講義、パネルディスカッションによる試験湛水事例紹介、滝沢ダムで日々試験湛水業務に従事している現地職員との意見交換、課題討議型のグループ演習と発表などである。
- ③ 現地視察や現地職員との意見交換を含み、かつ、能動的な研修であったことから、研修参加者の意識レベル・理解度は非常に高く、有効な研修となった。

（4）その他

本研修は、「土木学会認定CPDプログラム」として認定されている。

現場を活用した実務型研修は、現場ノウハウの習得、技術の伝承等をはかるうえで有意義な研修であると考え、平成19年度は試験湛水を実施中の徳山ダムをフィールドに「試験湛水研修」を実施することとしている。



写真－１ 現場実習状況



写真－２ グループ討議と発表

２．香川用水調整池建設工事におけるアースダム技術現地研修の実施

香川用水調整池建設工事を実体験フィールドとして、アースダムの建設に関する専門的な技術・知識を高め、技術者としての能力の向上及び技術の伝承を図ることを目的として研修を実施した。

（１）研修期間

平成１８年１２月４日（月）～１２月８日（金）

（２）研修受講者

８名 （参考）聴講者 ２３名

（３）研修内容

- ① 実際の施工現場の材料を用い盛立材の粒土試験、突き固め試験ならびに現場透水試験、現場密度試験（砂置換法、ＲＩ計器）等の実施
- ② 各試験を中心とした施工管理、品質管理
- ③ ダムの計画・設計・管理等に関する専門的な技術・知識について

（４）その他

現場を実体験フィールドとした実務型研修は、現場ノウハウの習得、技術の伝承等を図る上で有意義な研修であると考え、平成１９年度においても２回の研修を実施することとしている。

※本研修は、「ＣＰＤプログラム」として認定していない。



写真－３ 講義状況



写真－４ 現地実習状況

■ 蓄積された技術の整備・活用

平成１８年度は、「環境に関する行動指針 自然環境保全編」の制定を技術管理委員会の審議を経て行った。また、「ダム設計指針（基礎処理編）」及び「ダム施工要領・同解説（案）」の改訂に向けた作業を行った。

表－３ 平成１８年度に取り組んだ指針

指 針 名 称	指針数	編 数	区 分	備 考
環境に関する行動指針 自然環境保全編	１	１	制定	
ダム設計指針 （基礎処理編）	１	１	編集	
ダム施工要領・同解説 （案）			編集	

１．環境に関する行動指針・自然環境保全編

機構の現場における環境保全の実施にあたっては、「環境に関する行動指針 環境対応の基本的考え方編」を基本とするとともに、既往事例・既存マニュアル等を参考に、あるいは環境に関する委員会等の助言を得ながら、多くの工夫を積重ね様々な対応を行ってきた。

本指針は、これらの実績を体系的に取りまとめたものであり、環境保全対応の充実を図るものである。

本指針においては、自然環境保全の観点から「動物」、「植物」、「生態系」を取り扱うものとし、これらに対して、調査、影響予測、環境保全対策、モニタリング調査における留意点を示すことで、計画や実施にあたっての留意点を確認するチェックリストとして活用できるような構成としている。

環境関係の指針類の全体構成と「環境に関する行動指針 自然環境保全編」の位置付けは、「環境関係指針類の構成」（図－１）のとおりである。

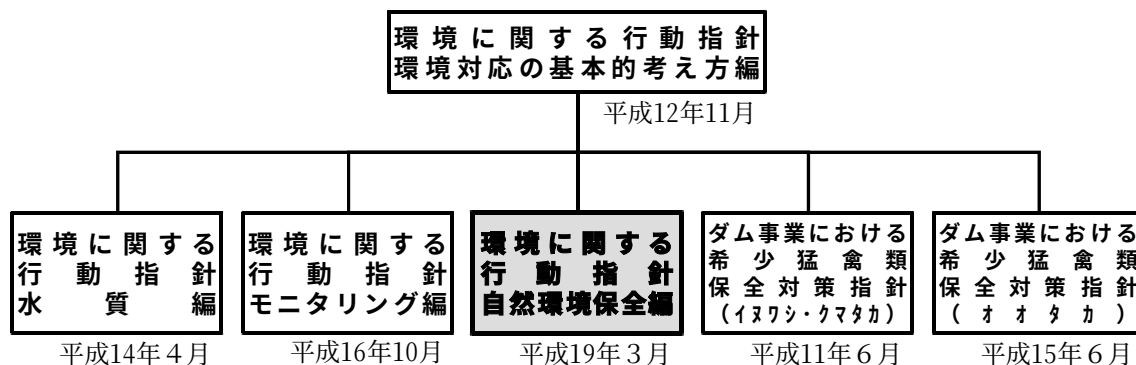


図-1 環境関係指針類の構成

2. ダム設計指針・基礎処理編

本編は、平成12年3月に策定した「ダム設計指針」11編のうちの1編である。

平成15年4月の国土交通省「グラウチング技術指針」、平成18年1月の国土交通省「ルジオンテスト技術指針」の改訂、試験湛水中の滝沢ダム、徳山ダムの状況を勘案して改訂を進めているが、より適切な施工事例の掲載、職員に分かりやすい表現にすべきという指摘を踏まえた検討を加えており、今後、建設を予定しているダム本体工事へ活用していく。

3. ダム施工要領・同解説（案）

本要領は、機構でのダム施工に関する経験、知識を集大成したものであり、ダム建設に従事する機構職員が現場で直面する問題を解決するための手引き書である。共通編、コンクリートダム編、フィルダム編の3編から構成され、いずれも平成4年度の発刊である。その後、コンクリートダム5ダム（浦山ダム、日吉ダム、比奈知ダム、富郷ダム、滝沢ダム）、フィルダム1ダム（徳山ダム）の施工が行われ、近年の施工技術の進展にともなって改訂を行うものであり、今後、建設を予定しているダム本体工事へ活用していく。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

指針は、社会状況の変化や技術の進展等に応じて内容を改める必要があるため、常に新しい知見を基に、作成・更新を行っていく必要がある。平成18年度には、2指針2編の改訂を行うとともに、1指針3編の更新の編集を行った。

これら、作成・更新を行うために、技術管理委員会においてフォローアップ（3カ年を目途）を行い、新規指針の作成及び更新の方針を決定し、適正な運用を図ることとしている。これにより、中期計画に掲げる蓄積された技術の整備・活用については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

（１２）技術力の維持・向上

③技術力の提供

１）論文等の発表

（中期目標）

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

（中期計画）

技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、毎年度、上記「技術研究発表会」における優秀な論文等を50題以上、学会、専門誌等に発表する。

（年度計画）

技術力の提供、積極的な情報発信に努めるため、平成18年度に、上記「技術研究発表会」における優秀な論文等を50題以上、学会、専門誌等に発表する。

（年度計画における目標設定の考え方）

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、技術研究発表会における優秀な論文等を学会、専門誌等に年間50題以上発表することとした。

（平成18年度における取組）

■ 論文等の発表

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、「技術研究発表会」における優秀な論文を含む65題の論文等を学会、専門誌等に発表（表－1「学会・専門誌等に発表した論文数」、図－1「学会・専門誌等に発表した論文等一覧」）するとともに、発表論文リストを機構ホームページに掲載し、広く技術力の提供を行った。

表－1 「学会・専門誌等に発表した論文等数」

区 分	発 表 論 文 等 数	査読論文数（内数）
学会誌※1	8	3
専門誌等※2	29	14
講演会論文等※3	28	2
合 計	65	19

※1：土木学会、農業土木学会、日本緑化工学会等

※2：ダム技術、大ダム、建設電気技術等

※3：土木学会学術講演会、地盤工学会研究発表会、国土交通省技術研究発表会等

※4：（ ）書きは、機構技術研究発表会論文数で内数

番号	論文題名	資料名
1	貯水池底層部における砂とリンの挙動について	水環境学会誌
2	電気通信設備の更新時期の検証	建設電気技術 2006技術集
3	天然凝集材(アロフェン)によるダム貯水池濁水の凝集特性	土木技術資料
4	円形空中放流水口の取水	ダム技術
5	曝気設備設置による藍藻増殖抑制対策に関する研究(Ⅰ)ー底層部と藍藻類の増減の関係ー	土木学会第61回年次学術講演会
6	曝気設備設置による藍藻増殖抑制対策に関する研究(Ⅱ)ー藍藻類の増殖抑制可能な施設規模の検討ー	土木学会第61回年次学術講演会
7	滝沢ダムにおける環境保全の取り組みについて	水フォーラム2006
8	滝沢ダムにおける低品質骨材の有効利用によるコスト削減効果	スチールアップセミナー関東
9	滝沢ダムの基礎処理工における新技術(逐次配合切替工法)施工結果	ダム技術
10	滝沢ダム貯砂ダムに設置した魚道の設計と施工	ダム技術
11	既設ワイロン直下を掘削するシールド工事の新技術ーDO-Jet(ジャック)工法搭載型シールドマシンの採用事例ー	農村復興
12	設備管理形態に即した故障対応手法の試行	農林土木学会関東支部大会講演会
13	ダム流水を活用した本質バイオマス発電の検討	国土交通省関東地方整備局
14	利根大橋の魚道改修前後の魚類遡上について	全国魚道実証研究会誌2006年総集 論文集
15	霞ヶ浦における養魚砂の移動阻害水深と安定勾配の検討	水工学論文集, 第51巻
16	土砂採流試験によるダム下流河川環境改善の取り組み	大ダム
17	実用用水の新しい水管理	第63回農林土木学会京都支部研究発表会
18	RPS法に認定された愛知県水東部発電所	月刊クリーンエネルギー
19	富士(水鏡)の前震性崩壊と調査(その1)	第41回地盤工学研究発表会
20	徳之山八徳橋下廊下の設計	橋梁と基礎
21	ダムづくりの現在 ダム堤体コア盛立工 徳山ダム	土木施工
22	徳山ダムにおけるロック材料の採取管理と採取実績	ダム技術
23	徳之山八徳橋下廊下の施工	橋梁と基礎
24	徳之山八徳橋上廊下の設計と施工	橋梁と基礎
25	ダム地盤砂礫等を埋めたコンクリート骨材等の有効利用	中部地方整備局管内事業研究発表会
26	徳山ダムにおけるクマタ保護事例	ダム技術
27	ダム地盤砂礫等を埋めたコンクリート骨材の品質について	中部地方整備局技術研究発表会
28	徳山ダム材料等へのダム地盤砂礫および河床砂礫の有効利用(その1)	ダム技術
29	徳山ダム材料等へのダム地盤砂礫および河床砂礫の有効利用(その2)	ダム技術
30	徳山ダム洪水吐き導流部におけるスリップフォーム施工	月刊建設
31	徳山ダムの設計・施工についてー「自然と共生するダムづくり」ー	第60回ダム施工技術講習会
32	GPS自動計測による地盤時のフィルダム堤体変位の検出に関する研究	土木学会年次講演会
33	「課題」土構造物のメンテナンス・フィルダムにおける点検と維持管理	土と基礎
34	ダム管理所における避難対策についてー災害一掃を目指してー	建設電気技術 2006技術集
35	阿木川ダムにおける水質保全への取り組みについて	第23回日韓技術交流会議

番号	論文題名	資料名
36	長良川における種アスミと量の予測に関する検討	日本水産学会誌
37	河川の工事発生土を利用した植生形成の取り組み	土木学会第61回年次学術研究会
38	長良川河口堰呼び水式魚道におけるアユの遡上傾向に関する報告	土木学会中部支部
39	河川の工事発生土を利用した植生形成の取り組み	信州生態研究会
40	利永春・地蔵の目録に立つためにー水資源開発に関するアンケート調査ー	平成18年度近畿地方整備局研究発表会
41	羽地ダムにおける生物モニタリングの取組み	ダム技術
42	DESIGN AND EFFECTS OF THE CLEAR WATER CYPASS AT URAYAMA DAM	第3回東アジア地域ダム会議シンポジウム
43	川上ダムにおけるオオサンショウウオの生息確認調査と保全対策	土木学会
44	川上ダムにおけるオオサンショウウオの生息確認調査と保全対策	ダム技術
45	真夏の雪ー「雪害」による雪の保存実験についてー	平成18年度近畿地方整備局研究発表会
46	高村川における大規模出水時の土砂流出と河床変動に対するダムの影響	河川技術論文集, 第12巻
47	琵琶湖北湖における流動・水質解析	土木学会第61回年次学術講演会講演概要集
48	冬季における琵琶湖深層部の増産酸素還元に関する基礎的考察	土木学会第61回年次学術講演会講演概要集
49	琵琶湖開発管理事業におけるモバイルパソコンの活用について	H18近畿地盤技術研究発表会
50	琵琶湖に流入する日野川河口域の地形変化とその要因	第31回海洋開発シンポジウム
51	新たな手法を導入した機械設備維持管理の合理化	ダム技術
52	一庫ダム下流河川環境復元へ向けた対策	大ダム
53	外部イベント(特に釣り愛好家を対象とした)を活用した環境意識啓蒙の取り組みー河川環境の改善・生態系保全の取り組みー	第61回年次学術講演会(土木学会)
54	一庫ダムにおける環境保全の新たな取り組みー漁業協同組合や地元地域住民との協働ー	ダム技術
55	一庫ダムにおける環境保全の取組み	信州生態研究会(平成18年度研究発表会)
56	貯水位低下を利用した魚類遡上調査	リザーバー(ER)ダム水源環境整備センター
57	新しくなった香川用水遠方監視制御システム	建設電気技術 2006技術集
58	伐竹材の堆肥化への取組ー伐竹材の堆肥化実験結果報告ー	水と土
59	香川用水調整池の地盤とダムタイプについて	地盤工学会(香川支部)
60	早明浦ダムにおける淡水希薄の貯留実験結果報告	四国地方整備局管内技術・業務研究発表会
61	大山ダムにおけるトレンチ掘削による雪害せん断試験	九州国土交通研究会
62	設備更新に係るコスト削減について	平成18年度九州国土交通研究会
63	寺内ダム弾力的管理試験について(中間報告)	土木技術
64	ダムづくりの現在「ローインパクト」をめざした直設庫自動化 滝沢ダム	土木施工
65	木津川ダム群におけるフラッシュ放流実施報告ー高山ダム, 比叡川ダムの実施事例ー	ダム技術

図ー1 学会・専門誌等に発表した論文等一覧

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度には、技術研究発表会における論文等について、計画値の50題に対し、65題を学会・専門誌等に発表した。

平成19年度も、この取組を引き続き実施する。これにより、中期計画に掲げる技術力の提供（論文等の発表）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(12) 技術力の維持・向上

③技術力の提供

2) 研修の開催等を通じた関係機関への機構技術の公開

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進める。

(年度計画)

機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構施設における関係機関を対象とする現地検討会、見学会等の研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進めることとした。

(平成18年度における取組)

■ 研修の開催等を通じた関係機関への機構技術の公開

1. 群馬用水利根川サイホン併設水路シールド工事見学会

8月10日に群馬用水土地改良区(30名)の職員を対象にシールド工事の現場見学会を開催した。工事概要説明後、発進立坑、到達立坑を見学し、緊急改築工事の理解を深めた。



2. 香川用水調整池の工事見学会

7月10日に多度津工業高校の学生（33名）を対象に現場見学会を行った。

- ・現場の施工体系の説明（大規模工事の組織体制）
- ・現場内の重機の説明と見学
- ・土質試験（締め固め試験と目的）



3. 川上ダム技術研修

8月7～8日、三重県内高等学校土木教職員（12名の先生）を対象に、川上ダムを実施フィールドとした「三重県農業土木部会指導者実技研修会」を開催した。研修は、機構職員が講師を務め、道路設計・施工・環境保全・地質調査に関する講義ならびに実習を実施した。



講義風景



オオサンショウウオ幼生計測

4. 大山ダム技術研修

7月7日、大山ダム建設所において、ダム施工計画等に関する技術について北九州建設コンサルタント協会を対象にした研修を実施した。

また8月11日には、大山ダム貯水池内で移植した植物に関する技術について長崎県平戸市水道局の職員に対して研修を実施した。



移植状況の確認

5. 水路事業現地検討会

水路事業現地検討会は、機構事業の関連業務に携わる関係都府県担当者が、他水系の水路事業内容や実施状況等を把握し、水利行政に関する情報の共有化を図るため、毎年度開催しているものである。

平成18年度については、11月、群馬用水にて開催した。



6. 豊川用水西部幹線併設水路新宮トンネルの見学会

5月14日に川田原地区住民、新城市職員（45名）に新宮トンネル工事の見学会を実施した。



今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

ダム・用水路事業では、関係機関のほか、学生、教職員、公益法人を対象に現地見学・研修等を通じて積極的に技術の公開を進めている。

平成19年度以降も、これらの取組等を引き続き実施することにより、中期計画に掲げる技術力の提供（研修開催を通じた関係機関への機構技術の公開）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

（１２）技術力の維持・向上

③技術力の提供

３）高品質な委託試験の実施・提供への取組

（中期目標）

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

（中期計画）

機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進める。

（年度計画）

総合技術推進室浦和技術センターにおいては、国際規格に基づくマネジメントシステムを構築することで、試験所として更に高い品質の成果を出すことを目指し、委託者から高い信頼性と満足を得られるよう取り組む。

（年度計画における目標設定の考え方）

機構施設における関係機関を対象とする現地検討会、見学会等の研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進めることとした。

（平成１８年度における取組）

■ 高品質な委託試験の実施・提供への取組

総合技術推進室浦和技術センターでは、職員の技術力向上と公的試験機関として、より高い品質の成果品を提供することにより依頼者から高い信頼性と満足を得ることを目的として、平成１８年３月２７日に、「ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５」を取得したところである。

平成１８年度には、「ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５」に係る試験を２１件実施した。また、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５のマネージメントシステムの維持・向上を目指し、品質マニュアルの改訂及び試験に係る者の教育を実施するとともに、認定機関の定期サーベイランスを受検し、認定を維持した。

なお、当該資格の認定取得は全国で約３６０件あるが、取得分野では約７０件であり、独立行政法人のみならず国・地方公共団体の試験機関としての取得は、当機構が初めてである。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

今後も、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５を維持するとともに、浦和技術センターにおいて実施している認定試験以外の試験についても、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５のマネージメントシステムを参考に実施することで、依頼者から高い信頼性と満足を得ることに努める。

(12) 技術力の維持・向上

④国際協力の推進

(中期目標)

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

(中期計画)

開発途上国の水資源の開発や管理を行う機関に対して、機構の蓄積した技術情報及び知識の提供や共有を図るとともに、技術者の能力育成に係る協力等の業務を行う。

(年度計画)

機構の蓄積した技術情報及び知識の提供や共有を図るため、次の活動等を実施する。

- 1) NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）については、事務局本部として、参加機関に対する情報の交換・共有化を推進するため、平成17年度、ホームページにデータベースを開設したところであるが、更なる情報の交換・共有化を推進するためホームページの維持更新を実施するとともに、データベースのデータの充実を図る。
- 2) NARBOの研修として、統合的水資源管理普及及び河川流域管理機関の能力強化を目的とした「統合的水資源管理と河川流域機関強化研修」を引き続き実施するとともに、平成17年度に明らかとなった河川流域管理機関の現状と課題を踏まえ、これらの解決に向けた具体的取組を検討するワークショップを実施する。
- 3) 当機構とインドネシアNARBOとの間で締結された姉妹提携に基づき、引き続き、情報の共有を目的とした会議及び職員交換を実施する。
- 4) 平成17年度には、アジア各国における水資源に関する課題・法制度等を調査研究するため、アジア開発銀行研究所に職員を派遣したところであるが、これら調査研究を取りまとめる。
- 5) 引き続きJICA等の委託に基づき、準高級統合的水資源管理研修等を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成18年度中に、経営企画部国際課を総合技術推進室国際グループへと改組し、より機動的に国際貢献業務が実施できるようにする。

「NARBO」(Network of Asian River Basin Organizations：アジア河川流域機関ネットワーク)活動の一環として、適宜ホームページの更新を行うことにより、参加機関に対する情報の交換・共有を促進する。また、河川流域機関等の能力強化のため、NARBO研修を引き続き実施するとともに、各流域機関の現状等をふまえ、解決策を検討するワークショップを実施する。当機構とインドネシアNARBOとの間で締結された姉妹提携に基づく職員交換を実施する。

(平成18年度における取組)

■ 国際協力の推進

1. 組織・体制の整備等

(1) 組織の整備

4月1日に、国際業務を機動的かつ効率的に実施するため、経営企画部国際課を総合技術推進室国際グループに改組した。

(2) アジア開発銀行研究所への職員派遣

平成17年度に引き続き、今後の国際業務展開に必要となるアジア各国における水資源に関する課題・法制度等を調査研究するため、アジア開発銀行研究所に職員1名を派遣し、機構とアジア開発銀行研究所が中心となって実施するNARBOの課題別ワークショップの開催を通じて、アジア地域6ヶ国の水配分と水利権の現状と課題を把握し、その解決に向けての取組を取りまとめた報告書を作成するとともに、その内容を報告した。

2. NARBO活動

(1) NARBOホームページの維持更新とデータベースの拡充等

NARBO参加機関に対する情報の交換・共有化を推進するため、平成16年度からニュースレター（四半期に1度）の発行、NARBOホームページを開設したところであり、更なる情報の交換・共有化を推進するため、平成17年4月にホームページにデータベースを設置した。平成18年度には、引き続きニュースレターの発行を続けるとともに、ホームページについては週に2回以上の更新を行い、絶えず新しい情報の発信に努めるとともに、IWRM研修と課題別ワークショップ等のNARBO活動を通じて収集した資料、年次レポートや水資源関連資料を追加して、データベースの充実を図った。



図-1 NARBOホームページ



図-2 NARBOニュースレター

(2) 積極的なNARBO活動の展開

① 研修等の実施

NARBOの「IWRM研修」については、第4回を平成18年11月6日～10日にスリランカにおいて6ヶ国15人の研修生に対して実施し、統合的水資源管理

実効性の強化を図った。（「IWRM研修」については、当初計画では、インドネシアとスリランカで開催する予定であったが、開催予定地のジョグジャカルタが地震被害を受けたため、当地での開催を中止した。）

また、各国の水資源管理に共通する重要課題を継続して議論する「NARBOテーマ別ワークショップ」は、平成17年度に第1回を実施し、引き続き平成18年度においても、アジア地域6ヶ国から11名の参加者を得て、フィリピン（6月）、タイ（11月）及び日本（1月）の3ヶ国において開催した。

日本で開催した第4回（最終）ワークショップでは、課題改善に向けた参加各機関の具体的なアクションプランに関する議論及び取りまとめを行ったが、機構は、ワークショップの議論を振興するNARBO事務局本部として、また、受入機関として、ワークショップの中心的役割を果たした。

なお、本ワークショップについては、平成18年度をもって終了し、速やかにその成果を取りまとめることとしている。



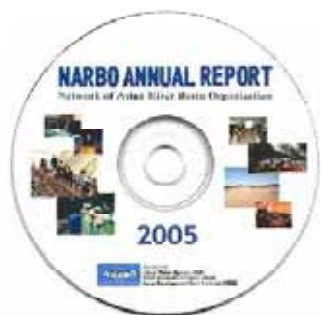
写真－1 第4回IWRM研修(スリランカ)



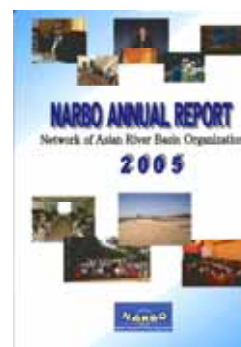
写真－2 第4回ワークショップ（日本）

② NARBO年次活動報告書の発行等

5月には、NARBO参加機関に対する情報の交換・共有化を図るため、平成17年のNARBO活動内容及び加盟機関の活動概要等を取りまとめたNARBO年次活動報告を発行した。



図－3 年次活動報告書（CD版）



図－4 年次活動報告書

（3）インドネシアNARBOとの姉妹提携に基づく活動の実施

平成16年度に、当機構とインドネシアNARBO（インドネシア国においてNARBOに加盟している18機関で作る団体）との間で、会議等による情報の交換及び

職員の相互派遣を目的とする姉妹提携を締結したところであるが、これに基づき、当機構から職員4名が5月14日から25日までの11日間、またインドネシアNARBOから4名(公共事業省2名、インドネシア水資源公団Ⅰ1名及び水資源公団Ⅱ1名)が6月11日から25日までの15日間、相互に訪問し、技術情報等の交換を実施した。



写真-3 機構からの派遣



写真-4 インドネシアからの派遣

NARBOの目的と水資源機構の役割等

NARBOの目的は、アジア全体の河川流域において統合水資源管理（IWRM）達成のための支援を行うものであり、当機構は、この目標達成に向けて、中心的存在として活動するためNARBOの事務局の役割を担い、蓄積された経験と技術をアジアの各国に還元するものである。

なお、平成18年3月現在、NARBOには12ヶ国57機関が参加している。

3. 海外からの研修生の受入れ

(1) 独立行政法人 国際協力機構（JICA）からの受託による研修の実施

平成16年度から、機構の蓄積した技術情報や知識を提供するため、受託による研修を開始したところであるが、平成18年度は、JICA集団研修「統合的水資源管理研修」等、3研修を企画立案するとともに実施した。



写真-5 イラン研修写真



写真-6 集団研修写真

表-1 平成18年度受託研修一覧

国 名	件 名	人数	研 修 受 受 入 時 期		受入 日数	依頼機関
			自	至		
アジア10ヵ国	JICA集団研修統合的水資源管理研修	10	2006年10月10日	2006年10月24日	15	JICA
イラン	JICAイラン国統合的水資源管理研修	10	2006年08月28日	2006年09月22日	26	JICA
シリア	JICAシリア国ダム of 管理と安全研修	10	2007年02月06日	2007年02月22日	17	JICA

(2) その他の研修生の受け入れ

平成18年度は、技術者の能力育成に係る国際協力として、JICA等を通じて海外からの25件188名の研修生を受け入れ、事業概要等の説明、施設見学等を実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度も、国際業務を確実に実施するため、平成17年度に引き続き組織整備を実施し、職員1名をアジア開発銀行研究所に継続して派遣して、今後の業務活動の基礎的情報となる水資源に関する課題・法制度の調査研究を実施した。

NARBO活動として、ニュースレターの発信を継続するとともに、ホームページの的確な維持更新を実施し、更なる情報共有化等を図るためのデータベースの充実を図った。また、IWRM研修を1回、ワークショップを3回開催するとともに、姉妹提携に基づく職員の相互派遣及び会議を実施した。加えて、年次実施報告書を発行した。また、昨年度に引き続き、受託による研修等を実施した。

平成19年度は、更に積極的にこれら活動を展開することで、中期計画に掲げる国際協力の推進については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

（１２）技術力の維持・向上

■水に関する知見、先端技術に関する情報の収集

（中期目標）

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

（中期計画）

計画的に新技術の活用等に取り組むとともに、「施設の効率的管理と管理技術の体系化、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立、事業コスト縮減」をキーワードとした「技術５カ年計画」を、平成15年度中に作成する。また、作成された「技術５カ年計画」に基づき、技術の開発や普及を進め、技術力の維持・向上を図る。

（年度計画）

平成17年度に機構内に設置した「水の研究会」及び「新技術に関する勉強会」を引き続き実施する。

（年度計画における目標設定の考え方）

「水資源機構技術５カ年計画」に基づき、各重点プロジェクトの実施項目を推進することとした。

（平成１８年度における取組）

■ 水に関する知見、先端技術に関する情報の収集

１．水の研究会

従来の治水・利水といった社会インフラの視点に加えて、水の物理化学的特性や構成要素を理解するとともに、水の性質・機能等に焦点を当てて、「生物にとっていい水とは何か？」をテーマに、水問題に関し造詣の深い各界の有識者より、様々な視点から水の本質的価値、付加価値等についての意見・示唆をいただき、今後機構が取り組むべき方向性や重点課題の抽出を行うため、平成１７年５月に「水の研究会」を設置した。

水の研究会は、我が国の社会経済活動や今後の目指すべき方向性等を幅広い視野と高度な判断力で論じることが出来る各界の代表的オピニオンリーダーから委員を選出し、月１回程度実施し、毎回、関連する分野の第一人者をゲストに迎えて、各分野から話題を提供していただき、その話題を基に委員と講演者（ゲスト）によるディスカッションを行うものである。

平成１８年度はアルカリイオン水や水の磁気処理等の機能水を主なテーマとして計８回の研究会を実施し、各分野の有識者から貴重なご講演をいただいた。

講演内容等を踏まえ、水に関する知見の総括として、水の物理化学的特性と機能水に関する知見を整理するとともに、講演概要や議事録、講演資料等を報告書として取りまとめた。

また、今後、水に関する知見を広く世間に提供していく観点から、水の研究会に参

加した委員、ゲストスピーカーの協力を得て水に関する知見の本として取りまとめ、出版していく予定である。



写真－１ 水の研究会実施状況（丹保座長）



写真－２ 水の研究会実施状況



写真－３ 報告書

表－１ 水の研究会委員

氏 名	役 職	専門分野
岩本 睦夫	(社) 農林水産先端技術産業振興センター理事長	水問題
梶原 拓	日本再生研究会代表	地方行政
北野 大	明治大学教授	環境化学
近藤 徹	東北電力(株) 常任顧問	国行政
玉置 和宏	毎日新聞社特別顧問 (論説担当)	マスコミ
○丹保 憲仁	放送大学学長	水問題
月尾 嘉男	東京大学名誉教授	水問題
平島 隆行	サントリー(株) 水科学研究所所長	水利用

○：座長

(五十音順 敬称略)

表－２ 水の研究会実施状況（平成１８年度）

	実施日	話題分野	講演者(ゲスト)
第11回	平成18年４月20日	アルカリイオン水	○滋賀県立大学工学部 菊地憲次 助教授
第12回	平成18年５月18日	アルカリイオン水	○国際医療福祉大学附属熱海病院 北洞哲治 教授
第13回	平成18年６月15日	海洋深層水	○高知女子大学大学院 川村美笑子 教授
第14回	平成18年７月20日	水の磁気処理	○摂南大学薬学部 佐野 洋 教授
第15回	平成18年９月21日	ナバブル水	○（社）産業環境管理協会常務理事 指宿堯嗣氏
第16回	平成18年10月19日	水溶液	○横浜市立大学 菅野 等 客員教授
第17回	平成18年11月16日	人体と水	○東京慈恵会医科大学 馬詰良樹 教授
第18回	平成18年12月21日	水に関する講演	○放送大学学長 丹保憲仁教授

２．新技術に関する勉強会

各分野にまたがる最先端の技術動向について、幅広く知見を収集することにより、職員の技術力の向上と視野の拡大を図るとともに、機構における今後の業務展開に係る検討に資することを目的として、平成１７年度より「新技術に関する勉強会」を実施し、最先端の企業や大学等の研究者を招いた講演会、意見交換等の取組を実施している。

平成１８年度は計１１回勉強会を実施し、「セラミック膜」「銀触媒」「光触媒による水質浄化」などの講演により、最先端の水処理技術の動向に関する知見が得られたとともに、「太陽光」「バイオマス」「ヒートポンプ」など講演により新エネルギーの最先端の技術動向に関する知見が得られた。

今後も引き続き、各分野の国内外における最新技術の動向について、幅広く知見を収集していく予定である。

表－３ 新技術に関する勉強会実施状況（平成１８年度）

	実施日	主要テーマ
第７回	平成18年４月10日	○エネルギー（太陽光）
第８回	平成18年５月８日	○エネルギー（バイオマス）
第９回	平成18年６月５日	○水処理（セラミック膜）
第10回	平成18年７月３日	○エネルギー（光半導体による水の分解）
第11回	平成18年９月４日	○エネルギー（ヒートポンプ）
第12回	平成18年10月２日	○水処理（銀触媒）
第13回	平成18年11月６日	○水処理（光触媒による水質浄化）
第14回	平成18年12月４日	○水処理（BMシステム水質浄化）
第15回	平成19年１月９日	○施工（我が国の技術の背景）
第14回	平成19年２月５日	○水処理（炭素繊維による水質浄化）
第15回	平成18年３月５日	○環境（ナノテクノロジーを活用した環境技術）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成18年度は、平成17年度に引き続き「水の研究会」及び「新技術に関する勉強会」を実施し、水に関する知見や各分野の最先端の技術動向に関する知見を得ることが出来た。

今後は、水の研究会で得られた知見等を取りまとめた本を出版するとともに、引き続き新技術に関する勉強会を実施することにより、中期目標に掲げる技術力の維持・向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ることについては、本中期目標期間中に着実に達成できると考えている。